

## 第6回定例会議事日程（第3号）

### 第1 一般質問

吉留良三君

#### 1. 市長の2期目の政治姿勢について

- (1) 「小さくてもキラリと光るまちをめざす」とは、具体的にどのようなイメージなのか。
- (2) 大規模な誘客事業も重要であるが、身近な公園整備などの生活周辺環境整備や買い物支援などの生活支援に重点をおいた施策をさらに進めるべきではないか。
- (3) 人と経済の流れを生む施策として、地産地消の取組など地域循環型経済の構築は重要であるとする。引き続き、重点的に進めるべきではないか。
- (4) 少子化対策の究極的解決策は、良質な仕事の確保と女性の生きづらさ解消であるとするが、今後どのように進めていくのか。
- (5) 全国知事会で多文化共生社会の実現を目指す共同宣言が承認された。外国人との共生は、本市においても欠かせない重要政策だと思うがいかがか。

二井谷友希君

#### 1. 女性支援について

- (1) 女性支援の現状について市長の認識を伺う。
- (2) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行による本市における現状の対応と今後の取組について伺う。
- (3) 生理用品の設置の現状と今後の取組について伺う。

#### 2. 串木野健康増進センターについて

- (1) 利用者駐車場について、上の段に駐車場があることから、雨天時など1階に降りていく際、階段が滑りやすく危険である。特に妊婦の方は大ケガ、事故に繋がりがねない。正面玄関に近いところにも駐車スペースを確保できないか。
- (2) 母子手帳交付について、交付の際に期日指定がされて、働いている方からすると出向くのが難しい時がある。予約制にしたり、交付日を増やしたり、柔軟に対応できないものか。

#### 3. 加齢性難聴の方への支援について

- (1) 本市の支援の現状について伺う。
- (2) 補聴器をつけたいが、高額で購入できない方もいる。市が補助する考えはないか伺う。

#### 4. 訪問介護事業所について

- (1) 現在市内には事業所が1カ所しかないが、市民は十分にサービスを受けられているのか。現状を伺う。
- (2) 事業所が1カ所であることに不安の声がある。今後サービスを維持するためにも、市独自で事業所に対して支援する考えはないか。

#### 5. 長崎鼻公園の再整備事業（リニューアル計画）について

- (1) 本市公式LINEを活用した市民アンケートについて、市民の方からの意見、提案等に対するフィードバックがあってもいいと思う。どのように市民意見が反映されているのか、示すべきではないか。
- (2) 今後の市民参画をどのように考えているのか。アンケートで意見を聞いて終わりなのか。

#### 6. 本市沖約5km圏内洋上風力発電計画について

- (1) 本市におけるエネルギー発電設備のあり方について伺う。
- (2) 上記計画と川内原発との関係について伺う。
- (3) 本市陸から約5km圏内に計画地が絞られた経緯について伺う。
- (4) 漁業補償について伺う。
- (5) 来年度の情報提供について伺う。

西田憲智君

1. 生活安定策と未来投資の推進について
  - (1) 国・県の物価高対策の動向に伴う、本市の現状分析と連携状況、さらに本市独自の対策についての考えを伺う。
  - (2) 本市のキャッシュレス推進により、市民や消費者の利便性向上、また、事業者への生産性向上や未来に向けた投資につなげるなど全体設計と関係機関との連携体制を整備する考えはないか。
    - ・ 公共料金や公共施設利用料などのキャッシュレス化
    - ・ 事業者へのキャッシュレス導入促進及び支援並びに補助
    - ・ 対象世代等に向けた、キャッシュレス支援プログラム開始
    - ・ 地域イベントでのポイント還元など
  - (3) 具体策として、電子版商品券事業や地域通貨ペイ事業等を通じて、物価高で苦慮されている事業店舗への集客促進や消費者の購買力維持に繋げ、地域内での資金循環を強化していく考えはないか。
  - (4) 学校教育において、経済に関する知識と判断力を身につけていく、金融リテラシー教育を充実する考えはないか。
2. 交通（自転車）について
  - (1) 2026年4月1日からの法改正により、自転車に絡む交通ルールが変更となるが、本市の対応について伺う。
    - ・ 多文化共生の観点から外国人に向けた指導・支援策について
    - ・ 高齢者や自転車愛用者に向けた支援策について
  - (2) 自転車通学生や児童・生徒への対応について伺う。

福田清宏君

1. 高齢者の支援対策について
  - (1) 物価の高騰等に対応し、「ゆとりある生活」を送っていただくために、本市独自の取り組みとして、「国民年金受給者に給付金の支給」は、出来ないか伺う。
2. 空き地等の除草について
  - (1) 空き地等に生い茂る雑草の除草の相談に対する市の対応と施策について伺う。
  - (2) 空き地等の除草について、生活環境の整備や美化運動の一環として、自治公民館やまちづくり協議会等と合議の上、必要経費を支給し、この経費は土地所有者の固定資産税と共に請求する形をとる「(仮)美化条例の制定」は出来ないか伺う。
  - (3) 西薩中核工業団地の公園周辺の除草は、どこの部署が担当し、どの様な形で行なわれているか伺う。
3. 公園の整備について
  - (1) かもめ公園ソフトボール場は、以前、土砂が固くなってきたことから土砂を入れ替えて整備して頂いたが、再度の改良整備は出来ないか伺う。
4. 案内板の設置について
  - (1) 多目的グラウンドや総合体育館における催しを周知するために、県道からの入り口やグラウンド・体育館の入り口等の自動車からの見通しの良い場所に、案内板の設置は出来ないか伺う。
5. 中国風庭園「冠嶽園」の改築について
  - (1) 先だって、お尋ねした「冠嶽園」の遊歩廊（展示室）と八蓬閣の接合部の柱や壁の改築計画の進捗状況について伺う。

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

本会議第3号（12月12日）（金曜）

出席議員 14名

1番	西	美香君	8番	江口	祥子君
2番	二井谷	友希君	9番	東	育代君
3番	福山	修司郎君	10番	濱田	尚君
4番	奥吉	拓郎君	11番	竹之内	勉君
5番	竹中	ひかり君	12番	原口	政敏君
6番	西田	憲智君	13番	福田	清宏君
7番	吉留	良三君	14番	松崎	幹夫君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神 菌 敦子君
補	佐	岩下敬史君	主	任	宮之原 聖君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	農政課長	久木田	聡君
副市	長	出水喜三彦君	健康増進課長	久保	さおり君
教育	長	相良一洋君	子どもみらい課長	久徳	和久君
総務課	長	長畑正博君	長寿介護課長	松崎	知人君
企画政策課	長	山崎達治君	産業立地課長	大平	博喜君
財政課	長	神菌正樹君	水産商工課長	榎並	哲郎君
教育総務課	長	吉永康彦君	学校教育課長	西村	喜一君
消防	長	上夷征史君	まちづくり防災課長	宮持	大作君
福祉課	長	田中俊二君	市民生活課長	西久保	敏彦君
都市建設課	長	吉見和幸君	スポーツ推進監	芹ヶ野	幸淑君

△開 議

○議長（松崎幹夫君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松崎幹夫君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により順次質問を許します。

まず、吉留良三議員の発言を許します。

[7番吉留良三君登壇]

○7番（吉留良三君） おはようございます。一般質問2日目になりました。

私5点ほど通告に従って、市長の見解をお聞きしたいと思います。

市長が2期目に当たられます。4年間をどのような理念、政策で進められるかということについて、再確認を含めて、お伺いしたいと思います。

市長もこれまで、4年間、また、選挙期間中も市民の声を聞き、生活実態も見てこられたと思います。私もこれまで様々意見を伺い、地域の実情を確認してきたところですが、総じて、市民の皆さん、生活の苦しさが増していると思いますし、苦しさを訴えられます。これは30年来のやっぱり低賃金政策がポディブローのように効いてきて、それに加えて、異常な物価高で多くの市民や地域全体を覆っているように思います。

先日の新聞でも10か月連続実質賃金はマイナスと報道されました。政治は一番困っている方に何ができるかは本質的な命題であると考えます。

それらも併せ、今後4年間市政をどのようにかじ取りされようとしているのか、基本的な考えについて二、三伺います。

まず、一つ目は、市長1期目から口にされております「小さくてもキラリと光るまちを目指す」ということで述べられておりますが、具体的にどのようなイメージをして、4年間を導かれるのかお答えください。

以上、壇上からの質問にさせていただきます。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） おはようございます。吉留良三議員の御質問にお答えをいたします。

私は、2期目の市政運営に当たり、スローガンとして「ワクワクするまちづくり2.0」というのを掲げさせていただきました。これは1期目で進めてまいりました人と経済の流れをつくる取組、例えば、三つの無償化によります子育て支援の充実や、準備区域として整理をされました洋上風力発電計画、これらを土台として、それらをさらに進化させていくという思いを込めたものであり、現状維持ではなく、未来へと発展させる2期目のまちづくりの方向性として示させていただいたものであります。

その上で、「小さくてもキラリと光るまち」という言葉には、我がまちは人口規模、まちの規模、決して大きくありません。小さくても、市民の皆様がこのまちに誇りと愛着を持って、そして、本市の強み、特性を磨き上げ、人や物がきらりと輝き、市外の方からも注目される、いわゆる存在感のあるまちをつくりたいという思いを込めたものであります。

具体的には三つの無償化によります経済的支援や妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的支援の充実、学童保育や療育支援、体育館への空調設置など、安心して子どもを育て、学び、成長できる環境整備を進め、長崎鼻公園のリニューアルといった家族や地域の思い出づくり、そういった空間づくりを通して、このまちで暮らしてよかったと実感でき、誇りと愛着を持てるような取組を進めてまいりたいと考えております。

また、洋上風力発電計画の実現によります新しい産業の創出、雇用の創出をはじめ、安茶工業団地の造成や串木野駅周辺開発、さらには沖ノ浜の利活用など、本市ならではの資源と強みを生かしながら、外から見ても魅力と可能性を感じる、そういったまち、そういった価値をつくり出していきたいと考えております。

これからも市民の皆様にとって、誇りと愛着の持てるまち、外から見ても魅力と存在感のあるまち、そういったまちを目指し、「ワクワクするまちづく

り2.0」というのを起動させ、「小さくてもキラリと光るまち」、その実現に向けて誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

**○7番（吉留良三君）** 今お答えいただきました。

私はそういう小さなまちでも愛着を持っていけるまちというのは大事だと思いますが、ただこの際にやっぱり忘れていけないのが私たちの暮らしのこと、足元の暮らしのことを含めてしっかりと押さえながらやっていくべきじゃないかと思います。

これまで、衣食足りて礼節を知るという言葉がありますけれども、まず市民の皆さんの生活に支障がないのか、お聞きしたことを二、三紹介しながら、また、見解を伺いたいと思います。

市民の皆さんからは、とりわけ国民年金生活者を中心に苦しさを訴えられます。高齢者の職探しや免許返納による交通手段確保もあります。買物難民は中山間地のみでなく、市街地でも、とりわけ周辺部でも多く聞かれました。

低年金での生活苦です。今は2人で何とかやっているけれども、1人になったらどうなるかと不安を述べられます。70代で働いているけれども、元気に働いているけれども、物価高と介護保険料が上がるし、本当にこれから先どうなるかという不安を述べられます。

土地に絡む不満もあります。小さな畑があって、野菜など作ってきたけど、高齢で野菜も作れない。逆に草刈りや税金などが負担になってきている。農振地域に土地があるけど手をつけられない。今後、県外の子や孫の負担を考えるとやりきれない。

買物難民の問題です。バスが通らなくなり、病院や買物が不便だ。いきいきタクシーも帰り便がなくて、往復2,000円かかる。交通難民は本当に中山間地だけでなく、街なかでも聞きます。これはやっぱり根本的には経済的問題が背景にあって、こういう不満になっているんじゃないかなあと考えます。

私はそんなに市民全体のことをお聞きしたわけじゃないんですが、一部かもしれませんが、今訴えられる苦しさが政府統計でも確認できるように思います。統計によれば、30年の低賃金政策から労働分配率が最低になってきた。税負担、社会保障料負担は

46%になってきた。エンゲル係数は高齢世帯平均で30%を超えた。高齢者の低栄養傾向も指摘されて、65歳から69歳では男性が8%、女性は26%、85歳以上になると男女ともに4人に1人ほどが低栄養傾向とされて、転倒骨折の可能性も高まっています。

高齢者の万引き犯罪は世代最多だそうです。そして主に1,000円台の食品窃盗だそうです。この事実は何を物語っているのかというのを私たちは押さえなきゃいけないんじゃないかと思うんです。やっぱり生活苦に起因しているんじゃないかと考えます。

さらに、死亡原因でもそうだそうです。結局、受診できなくなった。苦しいから受診しない場合が多くなった。死因が分からないことが多くて、異常所見とされるそうですが、高齢者は老衰とされるそうです。老衰の増加が著しくて、2000年に2万1,213人だったものが24年には20万6,882人と10倍になったそうです。これが政府統計です。これは高齢化が進んだことだけが理由なんだろうかと思います。

市長も様々、意見を聞いておられると思うんです。いかがでしょうか。こういう市民の生活の実態を把握しておられるかどうか、お聞きしておられるかどうか、どのような感想を持たれるか、お答えください。

**○市長（中屋謙治君）** 私もこの間いろんな形でもって今おっしゃいますような、特に物価高、これに苦しんでいるんだとこういう声はたくさんお聞きいたしております。

当然、本市のできることをやっていかなければならないわけではありますが、本市だけではなかなか難しい。これは国、あるいは県と連携しながら一緒に取り組む、そういうことで、そして、構造的な問題もあろうかと思っております。なかなか一朝一夕にはいかない、そういう問題ではございますけれども、先ほど様々なデータをお示しくさせていただきましたけれども、まさに高齢者の皆さん方が厳しい現実と直面されているんだと、そういうことでございますが、本市の相談窓口、あるいは関係機関での声を聞きますという、そのことを私も実感をするところでございます。まさにおっしゃるとおりだと思っております。

**○7番（吉留良三君）** さっき述べましたけれども、高齢者の生活実態、やっぱり一部の富裕層を除いて統計にあるように政治の光が遠のきつつあるんじゃないかと私は思います。エンゲル係数における高齢者の高さ、高齢者の低栄養傾向、万引きが増えている世代、それから、死亡原因は老衰が増えている。これは市長がおっしゃったとおり、確かに構造的な問題と私も思います。30年間のやっぱり政府の政策の結果としてこういう異常な社会がつけられていると私は思います。それらを含めて、ただ、やっぱり言われるように、市でできることを何ができるかというのをやっぱりしっかりと現状を押さえながら対応できることをやり、そして、県や国に申し上げることをまた申し上げて改善させていくというのも大事なことじゃないかと思えます。

そこで、今、市長も様々聞いていらっしゃると思うんですけど、例えば、福祉課がこういう課題をつかんでいますよね。担当から市長がお聞きになると思うんですけど、例えば社協の生活支援事業もありますね。何か生活支援事業を最近聞きますと、物が集まらなくなっている。何かインスタントのやつを1個ずつしか分けられないとか、そういうことも、それもやっぱり市民の生活の状況を含んでいるんじゃないかと思えます。その辺のことを福祉課とか社協とか、そういうところの事情も聞いておられますか。

**○福祉課長（田中俊二君）** ただいまの御質問についてでございますが、社会福祉協議会のほうで生活支援の物資について、生活困窮者に対して、配布しているところですが、やはりなかなかそのものが集まってきていないという状況で、配れるものが少なくなってきたという状況は聞いているところがあります。

また、この生活に苦しい困窮者の相談件数も年々増えております。福祉課のほうが一応窓口になっているんですけど、今年度で、11月時点で41件です。これは高齢者以外も含めますが、多くが高齢者となっております。

昨年度と同時期で比較しますと11件増加ですので、年々こういった生活に困窮している方の相談件数も

増えてきている状況であります。

中身はもう個々でいろいろ内容が異なるんですが、どちらかというと、最近はやはり複雑化、複合化したような問題が増えてきており、関係各課、また、社会福祉協議会、いろんな部局と対応していきたいと考えております。

**○7番（吉留良三君）** 今お答えいただきました。ぜひその辺の観点をしっかりと押さえながらやっていただきたいと思えます。

次に、行きます。

もう1点は生活環境の整備です。市長の公約にあるようなJR東口問題、沖ノ浜のレジャーゾーン問題だけでなく、今ある課題の解決も欠かせないんじゃないかと考えます。

例えば、長崎鼻公園の再開発問題がスタートしました。しかし、一方で、市内の公園は結構雑草が生い茂っています。子どもたちが蹴ったボールは草むらに沈んでいます。ストレッチに来た人も草むらの中です。トイレの鍵がきつくて開けにくい。これは選挙期間中にちょっと見聞きした分なんですけど、そういう問題。さらに、串木野ダムの近くにある小水林間公園ですね。これは山があり、川のせせらぎがあり、遊具も草スキーもできる。夏場は海だけでなく、涼しい川べりの公園を好むという方もいらっしゃいます。これは活用してほしいという意味ですが、今回、冠岳再開発とも切り離せない材料だと思うんですが、これらの利用もぜひ考えてほしいと思えます。

大規模事業と生活周辺整備、環境整備、住みたいまちにするためにはおろそかにしていけない課題ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○都市建設課長（吉見和幸君）** 現在、都市公園などの管理につきましては、指定管理により36か所を石原建設に、3か所をまちづくり協議会に委託して、管理をいただいているところでございます。

公園内の草払い業務の頻度につきましては、年5回を目安とし、常に使用できる状態を保つこととしており、指定管理者から利用者に対しまして、行事予定などを確認し、各公園の事情に合わせて作業を行っている状況でございます。

また、公園内にあるトイレ清掃の頻度につきましては、週1回とし、常に清潔に保つこととしており、施設の破損などにつきましては、指定管理者から報告を受け、市で修理を行っており、鍵の調整など軽微なものにつきましては、指定管理者と市が協議を行い、対応をしております。

今後も各公園の事情に合わせて作業を行うということを努めてまいりたいと思っております。

**○7番（吉留良三君）** 指定管理の問題はこれまでもいろいろお聞きしましたし、予算の関係とかいろいろ様々あると思うんですが、やっぱり、みんながみんな長崎鼻に行けるわけではないし、朝晩の近くの公園で子どもたちと遊ぶというのも大事ですし、夏場の暑くて使えないということもあったかもしれませんが、そういうことも含めて、やっぱり身近な生活環境の整備というのは大事な課題だと思いますので、大きな夢も描かなきゃいけません、そういう足場の問題、足場といいますか、周辺の問題もぜひしっかりと環境管理をしていただきたいと思えます。

私はやっぱり今住んでいる人、働いている人、老若男女が現在の暮らしに少しでも満足感を持てることが一番じゃないのかと考えます。それなしに未来の人、移住希望者にきらりと光るはずがありませんし、老若男女等あらゆる地域に光が当たらないと、住みたいまちにならないんじゃないかと考えます。

ここに、12月1日の南日本新聞の記事がありますが、いちき串木野でも事業展開をしておられる中迎聡子さんが書いておられますが、たまたまこういう記事が出たんですけど、「最近未来という言葉が目につくがどこか焦りを感じる。言葉で未来を語る前に私たちは今をどう生きるかを問わなければならない。未来は足元にあります」と書いてあります。だからこういうのを含めてしっかりと私たちはいま一度足元も含めて、見直ししながら、住みよいまちづくりをしなきゃならないのかなあと思えます。

次に行きます。二つ目であります。

地産地消、地域循環型経済による地域経済の振興についてです。

やっぱりこれも30年間に及ぶ低賃金政策で格差社

会になって、地方のお金が回らなくなった。このことで、やっぱり地方のお金を何度も何度も循環させる仕組みをつくるしかないかなと思うんですけども、私も7年前に地域循環型経済が大事じゃないかということで申し上げました。

当時の市長は、縮小される社会で地域循環型経済の推進は非常に大事で同感である。地域からは域外から消費を呼び込むふるさと納税など成果を上げている。食料品の域内生産と調達、そして、域外消費を取り込む施策を取り組むと回答されました。それに沿ってやられてきていると思うんですけど、これからの4年間でも重要な政策の柱で間違いのないと思うんですが、これまでとこれからについてどう考えるかお答えください。

**○農政課長（久木田 聡君）** 地域循環型経済の推進についてであります。

地域外への所得流出を抑制するための地産地消による地域内調達や地域資源を活用した食品加工による地域外消費の取り込みといった地域循環型経済の構築、これは大変重要な取組であると認識しているところであります。

地産地消の取組につきましては、従来から直売所での農林水産物販売、それから、学校給食での地元産野菜、米の活用など、推進に努めているところであります。

また、地域農産物の活用については、酒造会社への焼酎用カンショや梅酒用の梅栽培など、食品産業との連携が図られているところであります。

加えて、二次産業の農林水産加工品におきましては、さつま揚げ、焼酎、ハム製品などの本市特産品が全国に向けて販売され、地域外の消費を取り込むとともに、ふるさと納税におきましても、農林水産品及び農林水産加工品が多く購入され、食のまちいちき串木野の発展に寄与しているものと考えているところでございます。

こうした地域内で農林水産物を循環させる地産地消と地域外からの消費を呼び込む食品産業への原料提供などをより一層推進することで、食のまちいちき串木野の特色を発展させ、地域循環型経済の好循環を生むことを目指してまいります。

**○7番（吉留良三君）** 様々そういう取組が進んでいるとは思いますが。

そしてさらに今度、提案というか、紹介されました川上での新たな事業展開もそういう方向かなと。

だから、空き校舎問題とか含めて、そういう取組をぜひ進めていただきたいと思います。

やっぱり、LM3という手法があるんですけど、100万円の投資を3回（3巡）させたら、80%で域内で500万円、60%しかなかったら250万円という半分の事業だそうです。そういうことを含めて、徹底的に地域循環に向けた取組をしていただきたいと思いますし、7年前、住宅リフォーム事業で、4年間で1.3億円補助したよと。そして、12億8,000万円の経済効果があったよという報告がされたんですが、これもより地域内での調達を含めた取組が大事じゃないか、そういう観点で、今後もぜひ地域循環という観点からの事業展開をより一層様々な場面で進めていただきたいと思います。

これで何かありますか。

**○農政課長（久木田 聡君）** 地域内でのお金の循環をすることに伴う乗数効果、地域貢献の効果を高める取組についてであります。

地域資源を活用いたしまして、地域内での農林水産物を循環させる地産地消、それから、地域外からの消費を呼び込む食品産業への原料提供などによる地域循環型経済をより一層推進するというところで、先ほど言いました、食のまちいちき串木野の発展、特色を発展させていくことが、地域貢献効果を高めるものと考えているところでございます。

また、ふるさと納税、本市は、農林水産品及び農林水産加工品が多く購入されておりますけれども、ふるさと納税の返礼品、こちらは、付加価値の50%以上を地域内で創出することが出品の基準となっていて、こうした地域資源を活用した返礼品を、出品も多く促進していく、これが地域貢献の効果を高めていくということで取り組んでいきたいと考えているところでございます。

**○7番（吉留良三君）** なお一層その観点から進めていただきたいと思いますし、さらに、これもかねて申し上げていることですが、JR東口問題とか沖

ノ浜のレジャーゾーンなどが新たな開発として、誘客を目指して始まろうとしているんですが、私はやっぱり付加価値をどうつけるかという観点で、循環型経済の観点からしっかり考えるべきじゃないのかなと考えます。

例えば、総合運動場来場者を高速インター入りを越えて、市内に誘客する。沖ノ浜のレジャーゾーンができれば、季楽館や海の家としっかりと連携して、そこに寄ってもらって帰ってもらうとか、そういう観点を含めて大事じゃないかと思うんですが、その辺の観点はどうでしょうか。

**○農政課長（久木田 聡君）** 市外来訪者への付加価値構築についてであります。

今ありました総合運動場や総合体育館等への市外からの来訪者がすぐに帰らず、本市で飲食や消費を楽しんでいただくことは、地域内の消費拡大につながる重要な取組だと認識しているところであります。

なお、季楽館やえびす市場の直売所につきましては、市内外から多くの方に利用していただいております。令和6年度のレジ通過件数で申しますと、季楽館で約4万7,000人、えびす市場で約19万5,000人に御購入いただいているところであります。

季楽館においては、12月から3月のかんきつの時期、えびす市場においては、年間を通じた食堂の利用において市外からの来客が多いというところでございます。

加えまして、それぞれがイベントによりまして、誘客を図っているというところがあります。

今後、取り組んでいきます串木野駅東口開発や沖ノ浜レジャーゾーンなどの新たな開発事業におきましては、御提案ありました、誘客するだけではなく、市外来訪者による地域内消費の拡大を図る、こういったことを意識した施策展開が必要であると考えているところでございます。

季楽館やえびす市場等との連携強化を図り、来訪者が本市により長く滞在し、直売所や飲食店の利用につながる観光誘客の考え方による、地域循環型経済に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

**○7番（吉留良三君）** すいません、先ほどの海の

家と申し上げました。えびす市場でした。ごめんなさい。

次に、少子高齢化対策であります。

人口減少の芽が出てきたと市長も評価されますし、そういうことだと思うんですが、少子化対策の課題は、若者、女性定着で、究極的な解決策の一つは、仕事、良質な仕事の確保であることは誰も否定できません。

企業誘致はもとより、循環型経済の構築や行政も非正規雇用の改善や必要な人員の確保などでその責任を果たして、しっかりと対策を進めなければならないと思います。

加えて、市長も触れているとおり、女性の地方での生きづらさの問題です。これも当事者アンケート調査に明白で、政府も含めて社会の共通認識となりつつあります。

男女共同参画推進条例もできました。条例の具現化を含めて、今後の方向性を問いたいと思います。

**○市長（中屋謙治君）** 男女共同参画の今後の方向性ということではありますが、地域社会、あるいは経済活動における女性の活躍が求められています。

現代社会において魅力あるまちづくり、このことは極めて大事だと思っております。

本市はこれまで男女共同参画推進計画に基づいて、意識啓発、女性が働きやすく子育てしやすい環境づくりなど、こういった取組を進めてまいりました。

しかしながら、令和4年に市民アンケートを実施いたしております。そのアンケートによりますというと、社会通念や慣習、集落や地域社会において、やはり男女の不平等感というのが根強く残っている。こういうことが市民アンケートの中で出されております。

今年4月、男女共同参画推進条例を制定して、共同参画の理念、市全体で共有し、これを進めていく、このことが極めて大事なことであらうと思っております。

今回、私はマニフェストの中にも少し触れさせていただきましたが、若者や女性が地方で、地元で活躍する、そのためにはやはり意識の変革というのが求められる、そういう段階に来ていると思っております。

ます。いわゆるアンコンシャスバイアスというんですか、この解消。あるいは男性も子どもが生まれたら育児休業、一緒に育児をするんだという、そういう男性の育児休業取得促進など、そういった男女ともに働きやすい職場づくり、そういった市民、事業者の意識改革が図られるよう、これから取り組んでいかなければならないと思っております。

これからも市全体で男女共同参画推進して、誰もが活躍できる、そういったまちづくりを進めていかなければならない、このように思っております。

**○7番（吉留良三君）** 昨日も同僚議員の質問に対して、女性の働きやすさとか、切れ目のない育児、子育て支援とかということがありました。それはそれだと思えます。

ただ、私はやっぱり切れ目のない支援で果たして本当にこの少子化社会が止まるのかなあという気がします。

やっぱり親御さんの気持ちからすると、今のような社会の中で、年金があつたらかいと、もう一般的に言われるような中で、やっぱり生涯を通して生きていけるというか、生活が見通せない中でなかなかそれだけではという思いがします。

ですから、究極的な解決策はと申し上げましたが、良質の仕事の確保ではないかと考えます。

例えば、だから、おっしゃるように市でできること、いろいろ限界もあるかもしれませんが、今日の実は農業新聞に、労働者協同組合のことがまた書いてありました。とりわけ農業新聞ですから、田舎の困りごとに若者も含めて、意欲を持って、働きがいを持って仕事ができるのは一つは労働者協同組合、3年目になりましたが、かなり増えているそうです。例えばそういうことも少しやっぱり、市でも、どの程度されているか分かりませんが、研究し、やっぱり、周知しながらこういうこともできるよということで、NPO何かと違って、手続がある意味で簡単ですし、法人化されて税制上も優遇されるわけですから、好きな人といいますか、気心の合った人と働けるわけですから、そういうことも含めて、もっともっと。これまでも回答されていますが、進めてほしいし、広報含めて、それから、キャリアアップの

支援とか、できることを最大限やりながらそういう良質な仕事、市の責任もさつきからいつも申し上げていますから、も含めて、しっかりとやって、仕事の確保をする、そして、女性が働きやすく、生きづらさを解消する、そういうことじゃないかと思うんですが、こういう観点からどうでしょうか。

**○市長（中屋謙治君）** 確かに良質の働く場という、このことは大事であります。そのために企業誘致であったりとか、先ほどキャリアアップ、そういう形で今取り組んできているところではありますが、もう一つ、やはり、地方の生きづらさ、息苦しさというのが今指摘をされております。このことを我々はもう一度、足元をしっかりと見詰めて、旧来の価値観、これの押しつけであったりとか、あるいは男女の性別の役割分担意識、ここら辺をいま一度、見直して、そして、一步一步解決をしていく、このこともやはり地方に女性が、若者が残る大事なことじゃないのかなと思っております。このことを今回マニフェストにも少し掲げさせていただきました。これに取り組んでいきたいと思っております。

**○7番（吉留良三君）** また、これからもやり取りをさせていただきながらよりよい方向で、解決できればと思います。

最後に、外国人との共生についてであります。

11月26日の全国知事会で、多文化共生社会実現を目指す共同宣言が承認され、各県トップから賛同の多くの意見が相次いだと報道されました。

全国の企業で外国人材の受入れが活発化している中、多文化共生プロジェクトのリーダーを務めた静岡県知事は、排他主義、排外主義を強く否定します。感覚的ではなくて、根拠に基づいて冷静に議論を進め、全ての方が安心して暮らし、活躍できることを明言いたしますと発言されました。

会議では外国人が適切にルールが理解できるように環境を整備していくことや、外国人に関わる情報発信を国に求めていくことなどが承認されております。

本市でも、外国人との共生はますます重要になってきていると思っております。先日外国なしにはもう企業がなっていないんだということも説明を受け

ましたが、外国人受入れの現状と課題についてお伺いします。

**○企画政策課長（山崎達治君）** 外国人受入れの現状等についてであります。

本市の外国人住民は令和7年10月末現在で528人となっており、その約7割が特定技能や技能実習生として市内の事業所で働く外国人労働者であります。

外国人の人数は増加傾向にあり、今後も人手不足を背景に増加が見込まれるものと認識しております。

外国人の増加に伴い、住宅の確保や、医療のコミュニケーション、食材確保、交通ルールや、ごみ出しなど、生活上の課題も生じてきております。

さらに、家族の帯同が増加した場合等につきましては、妊娠・出産、教育などへの対応も今後必要となってくるものと考えております。

また、令和9年度の導入が見込まれております育成就業制度では、外国人労働者の転籍が容易となりますことから、賃金の高い都市部への流出が懸念されます。市としましては、令和8年度に改定予定の多文化共生プラン、こちらに合わせまして、外国人、事業者、市民などの御意見、課題などを適切に把握、整理しながら、外国人の雇用事業者や関係機関と連携し、外国人と地域住民が安心して暮らせる環境づくりを進めていきたいと考えております。

**○7番（吉留良三君）** 今お答えいただきました。

外国人と気持ちよく共生していける環境をつくるのが自治体の責務だと思いますし、生活支援や生活相談体制を充実しながら、そして、日本語教育は社会に溶け込み、共生実現する上で極めて重要だと思います。

日本人も外国人もルールを守りながら、みんなが共存できる社会づくりが2期目の重要な政策だと思うんです。

今も説明がありましたが、2年後の育成就業の問題、これで市長が言われたのかな、市内から転出していく可能性もあるということ言われたと思います。それで、そのときの説明にも神村学園以外の地域交流があまりないと。それらを含めて、やっぱり何らかの対応を強めながら、残ってもらえるというか、いちき串木野市はいいところだからぜひ残って

働きたいという方向を含めて、今後対応していくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

**○市長（中屋謙治君）** 先ほど担当課長のほうから、500人を超える外国人、その7割が製造業を中心に働いていただいているという。今や本市の事業所が外国の皆さん方がいないというと回らないという、そういう実態であります。

そしてあと1年半しますというと、育成就労制度が始まります。転籍が可能だという。そうしますというと、賃金の高い地方と都市部となりますという、勢い賃金の高いほうに転籍をとという。ですから、あと1年半しますというという状況が出てくるんじゃないのかなと。まさに私はもう危機感を持って、そのことを備えなければいけないと思っております。

働きやすい職場、それは一義的には事業者の皆さん方が考えていただくという、こういうことであろうと思いますが、我々がもう一つ大事な部分は、生活をする場、生活をするいちき串木野市が住みやすいまちだ、満足感がある。ただ、住まいと職場を往復して、数年過ごしてという、そういう形では、やはり、外国人に選ばれるまちにはならないと思っております。

そこには地域の皆さん方との触れ合いであったり、つながりであったり、日々の生活の中での満足感、これを我々はしっかりと提供しなければいけない。おっしゃいますように、その前提となります日本語、足りない部分について我々のほうが日本語教育、どういう形で、お手伝いができるのか、このことを含めてしっかりと、あと1年半しかありません。ですから、このことに危機感を持って対応しなければ大変なことになる。私はそのように思っております。

**○7番（吉留良三君）** 今おっしゃったとおりだと考えます。

市内の企業の存続を含めた大きな問題になる可能性がありますので、ぜひそれらを含めて、しっかりと対応しながら、まさに共存、外国の方々と共生共存できる、気持ちよく共生共存できる仕組みづくりを求めておきたいと思っております。

それで、市長もぜひ、こういうことも市内外含め

て発信していただきたいと考えます。

以上、5点ほど申し上げました。

私は、やっぱり根本にあるのは、今の低賃金と少子高齢化で、とりわけ中山間地を中心に、社会が、そのものが壊れ始めているような気がしてなりません。それをさせないためにも、しっかりと市とも連携しながら、しっかりと議論しながら、このまちを守っていくという観点でまたこれから具体的には議論を重ねていきたいと思っております。

今日の質問はこれで終わります。

**○議長（松崎幹夫君）** 次に、二井谷友希議員の発言を許します。

[2番二井谷友希君登壇]

**○2番（二井谷友希君）** 皆様、こんにちは。このたび当選をいただきました。初登壇いたします日本共産党の二井谷友希と申します。

自然豊かで皆さんの人柄が温かいいちき串木野市にひかれ家族で移住をしてきました。ここに住み続けたい、子どもによりよい環境を手渡したい、よりよい生活をつくっていききたいという思いで立候補いたしました。

選挙では、女性が住み続けたいと思えるまち、誰もが尊厳が守られる福祉のまちづくり、子育て世代、若者、子どもの声を真っすぐ届ける環境と安心安全を守るまちづくりという四つの柱を訴えました。今後は議員としてこの四つの柱の実現のため活動し、市民の皆さんの声を議会に届けていきたいと思っております。

また、声を上げられない方たちの存在を忘れず、見えないものとされている問題や困難を創造し続け、活動していきます。

至らない点多々あるかと思いますが、御指導、御鞭撻のほどよろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

まず、初めに、本市における女性支援についてです。

本年度実施をされました「みらいトーク2025」では、本市において20代、30代女性人口が急減している実態が取り上げられました。

全国でも、地方から若年女性が都市に流出する間

題は、テレビでも特集が組まれ、大変話題となりました。

20代、30代の人口移動を都道府県別で見ると、この10年間で全国33の道府県で男性より女性が多く流出し、鹿児島県全体では、女性は男性の2.1倍となっており、これは全国でも2番目に高い数字となっております。

番組では、地方を離れた女性たちの声が紹介され、女性の支援というと、子どもを産む前提の支援ばかり、女性を産む機械だと思わないでほしい、女性の役割を押しつけないでほしいという声が上げられました。

本市の「みらいトーク2025」では、少子化の原因として、若年女性の流出を挙げられました。目を向けるべきは、まず、なぜ女性が流出しているのか、本市で女性たちが生きづらさを抱えているのはいか、なぜ生きづらさを感じているのかということであり、市として少子化になるから若年女性支援をしようという姿勢は誤りだと思います。女性の人権擁護の観点から課題を解決していく姿勢が必要ではないでしょうか。

若年女性と出生率や人口増加を絡めた政策や考え方自体がむしろ女性が息苦しさを感ず、都市に流出する大きな一つの要因になるのではないかと思います。

以上を踏まえまして、本市における女性支援の現状について市長の認識をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

**○市長（中屋謙治君）** 二井谷友希議員の御質問にお答えいたします。

女性支援の現状についてということでもあります。

これまで本市では、男女共同参画基本計画に基づいて、男女共同参画基礎講座や女性活躍セミナー、こういったものを開催し、男女共同参画の普及啓発に取り組んでまいりました。

また、保育園の無償化、あるいはイクボス企業応援助成金制度の創設などに加えて、今年度からは、女性活躍推進事業などによって、多様な働き方を支援し、女性が働きやすく、子育てしやすい、そ

うった環境整備に取り組んできております。

こうした取組により、保育園の入園者の数が増えたり、デジタルを生かした多様な働き方につながるなど、一定の成果があったものと考えております。

一方で、先ほども少し述べましたが、令和4年度に実施した市民アンケート結果では、社会通念や慣習、公民館などの地域社会において、男女の地位の不平等感が依然として根強く残っている、こういったことが市民アンケートで出されております。

人口減少が避けられない中、将来にわたり活力ある地域社会や経済を維持していくためには、若者、女性が活躍できる、いわゆる男女共同参画社会の実現が重要であると考えております。

男女共同参画のさらなる推進を図るため、令和7年、今年4月に男女共同参画推進条例を制定いたしました。

地域、職場における男女の不平等感やアンコンシャスバイアス、生きづらさの解消、こういったものに向けて、今年度、男女共同参画審議会を設置しております。ここで幅広く検討していただく、こういうことを考えております。

これからも、誰もが自分らしく活躍できる環境づくりに粘り強く、そして、継続的に取り組み、多様な価値観に寛容な地域社会を形成する、こういう考え方で、若者、女性に選ばれる魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

**○2番（二井谷友希君）** アンケートを取りまして、それに基づき、アンコンシャスバイアスの啓発などいろいろと取り組まれてきたということですが、再度申し上げておきますが、少子化対策として女性の人口減少率の増減を示しまして、子どもを産まない女性にまるで非があるかのように関連づけることは大変問題であると言っておきたいと思っております。

当事者が不在でない、いかに女性主体の取組になるかということをお伺いいただき、政策にかなげていただきたいと思っております。

では次に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律についてお伺いいたします。

また、法律名が長いので、これ以降は女性支援法とさせていただきます。

女性の生きづらさ、女性が抱える問題は、可視化されづらい問題として、さらに近年多様化、複雑化、複合化したことにより、女性支援法制定以前に行われていた婦人保護事業と支援の実態に乖離が生じ、その上、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で支援を必要とする女性が増えているにもかかわらず、支援につながらないといった実態が浮き彫りになり、2024年4月、女性支援法が施行されました。

この法律に関して、本市における現状の対応と今後の取組についてお伺いいたします。

**○総務課長（長畑正博君）** 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行による本市における現状の対応と今後の取組についてであります。

県におきましては、令和6年4月の法施行に対応するため、従来の支援対象であったDV被害者に困難な問題を抱える女性を加え、一体的に支援する体制を現在構築しております。

現在本市においては、市民生活課の市民相談係が市民の方からの全般的な相談窓口として対応しており、男女を問わず、相談を受けた際は、その相談内容に応じた担当窓口へつないでおります。

なお、DVについては、子どもみらい課が中心となり、県の代表的な支援機関である女性相談支援センターや、男女共同参画センターをはじめ、警察や関係機関とも連携して対応しているほか、国が定めております毎年11月12日から25日の女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、広報紙において相談窓口の広報を行っているところです。

本市におきましても、法の施行を踏まえ、DVのみならず、多様化する女性の相談ニーズに応えられる体制の整備に努めてまいります。

**○2番（二井谷友希君）** いろいろ県とのDV被害者の対応ですとか、本市の市民生活課で相談を承っているということですが、少し待ちの姿勢だと感じます。女性支援法では市町村の支援の責務が初めて規定されたことが画期的でした。市民の一番身近な支援者となり得るのが市町村だと思います。ぜひ本市でも基本計画の策定をしまして、その計画づくりのために、地域の女性や支援の実態を積極的に把握し、当事者や支援機関団体とともに、自治体の支援

の課題を明らかにしていただきたいと思います。

女性支援法に関しまして、本市における具体的な課題として、現在本市では、女性専用の相談窓口がないということが挙げられます。

例えば薩摩川内市では、女性相談員による女性の相談事業が行われ、電話、LINE、対面での相談に応じています。

本市では相談先が一覧で記載されたカードがありますが、串木野庁舎の女性トイレなどに設置され、串木野健康増進センターや子どもみらい課、福祉課など相談窓口複数か所紹介されておりますが、結局どこに相談に行ったらいいのかわかりにくいという実情があります。

また、今日の多様化、複合化、複雑化した女性が抱える問題を理解し、一括で相談できる専門の相談窓口が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

**○総務課長（長畑正博君）** 女性が安心して相談できる環境の整備が必要と考えております。

特に女性からの相談内容はデリケートで、複雑な問題が多くあると聞いております。

本市では現在、DVの相談窓口を子どもみらい課に設置しているところではありますが、県の体制や相談後の県との連携を踏まえ、今後、DVの相談窓口を困難な問題を抱える女性も含めた相談窓口に見直すこととし、周知を図ってまいります。

なお、現在相談は、子どもみらい課の職員及び家庭児童相談員で対応しております。

女性相談支援員の設置についてであります。他の自治体においては、社会福祉士、臨床心理士といった専門資格を重視されている状況がありますので、他市の事例も参考にしながら研究してまいります。

**○2番（二井谷友希君）** 今、女性が安心して相談できる窓口の必要性があるという認識、一致できたということはよかったと思います。

例えば、市役所の窓口で相談に行く、市民生活課が今、相談窓口だということなんですが、まず、人目が気になることがあると思います。加害者がいる場合には、加害者に遭遇しないか、プライバシーがきちんと守られるのか、相談時に2次被害に遭わな

いかなど、相談に行くこと自体、不安要素がたくさんありまして、相談に行くこと自体、ハードルが高い状況にあります。

以上を踏まえてきちんと女性のおかれている現状を理解し、専門の知識を有した支援員が配置され、安心して利用できる女性専用の相談窓口の設置がやはり必要だと思いますので、ぜひ再度要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

女性支援策の一つとして、生理用品設置について伺います。

現在本市では、トイレ等への生理用品設置や配布につきまして、必要な支援につながるための役割として位置づけられ、実施をされているところですが、困っている方に必要な支援を提供することはもちろん必要ですが、本来、トイレ等の生理用品の設置は、女性の人権擁護の観点から必要なものではないでしょうか。

現代女性が生涯で経験する生理は400回以上に及び、費用は50万円に上ります。生理の様々なつらさを女性1人の自己責任とするのではなく、社会全体で解決していくべきではないでしょうか。

生理用品設置に関しまして、まずは学校や公共施設のトイレにトイレットペーパーと同じように生理用品現物での設置をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**○福祉課長（田中俊二君）** 本市における、生理用品の支援についてですが、経済的な理由で生理用品の購入が困難な女性への支援を目的としており、一部の施設に限定して配置となっております。

具体的には串木野庁舎1階女子トイレ及び図書館女子トイレでは、個別に生理用品を配置しております。また、福祉課窓口、市来庁舎、あいびれっじでは、支援カードを引換えに、生理用品1パック約30個入りですが、を袋に入れて配布しております。

また、学校については、トイレに個別配置している学校もありますが、基本的には保健室に常備し、必要に応じて配布しております。

全ての公共施設等のトイレに対し、生理用品を配置することは、運用の面等で問題も少なくありません。

現状では、限られた箇所への設置や配布という形で支援を行っておりますが、今後は市民全体の生理に対する理解促進と併せ、公共施設利用者の状況を見ながら、今後もよりよい形の支援を検討してまいります。

**○2番（二井谷友希君）** 今、図書館串木野のほうで個別の配置をされているということですが、今後、ぜひそのような形を広げていただきたいと思います。やはり窓口に出向いてというのはかなりハードルが高くなると思いますので、要望をいたします。

では、女性の支援に関する質問をこれで終わりにいたします。

次に、串木野健康増進センターについて質問いたします。

現在、串木野健康増進センターの駐車場は、正面玄関横の駐車場は市の公用車などが停車しておりまして、利用者の駐車場は主に上の段になっていることから、雨天時など1階に降りていく際、階段が滑りやすく大変危険な状態となっております。

特に妊婦の方は大けが、事故につながりかねません。また、小さい子どもを抱っこし、上の子は手をつなぎ、階段を降りていく保護者の姿も見かけます。

正面玄関横のスペースを二、三台空けられるようにしておくことや、道路を挟んだ駐車場は現在職員用の駐車場ということですが、こちらに何台か利用者の駐車スペースを確保できないか伺います。

**○健康増進課長（久保さおり君）** 串木野健康増進センターの駐車場につきましては、議員がおっしゃいますように、雨天時の外階段利用において妊産婦や小さなお子さんを連れた保護者の方の安全確保が課題であると認識をしております。

今後は、駐車場を共同利用しております高齢者福祉センター及び働く女性の家とも協議を行いまして、母子健康手帳交付等の予約制の事業におきましては、串木野健康増進センター正面玄関付近に駐車スペースを確保し、妊産婦や子育て中の方々に安全に安心して利用をいただけるよう努めてまいります。

**○2番（二井谷友希君）** 今現状への問題意識があるということで、改善していただくとの御答弁、よ

かったと思いますが、予約が入っていない日にも利用者が来所されることもあると思いますので、常時駐車場を確保できないかということをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、母子手帳交付についてです。

現在、本市において母子手帳交付及び妊娠届出に關しまして、串木野健康増進センターにて第2、第4月曜の2時から3時半と交付日が定められており、働いている方からすると出向くのが難しいときもあるのではないかと思います。

ほかの自治体では、保健センターや市役所支所など複数か所で交付が受けられるところや、交付日がなく、いつでも母子手帳交付を受け付けているところも少なくありません。

本市において市役所窓口でもいつでも母子手帳の交付ができるということが望ましいとは思いますが、例えば、予約制にしたり、交付日を増やすなど、より柔軟に対応することができないかお伺いいたします。

**○子どもみらい課長（久徳和久君）** 母子健康手帳の交付についてであります。

本市では毎月2回、第2、第4月曜日を原則交付日として定め、健康増進センター内にある子育て世代包括支援センターあいびれっじにて実施しております。

交付は完全予約制でありまして、電子申請や電話予約、電話連絡で予約を受け付けております。

交付時には、妊婦の健康状態や家庭環境などを把握しつつ、栄養指導や口腔ケアを含めた母子保健情報の提供、妊婦のための支援給付金や各種助成制度の詳細な案内も実施しております。

交付対象者の利便性向上につきましては、現状では、指定された交付日以外にも、あいびれっじの開設時間内で、随時交付対応が可能としております。

交付日に対応できない対象者との日程調整や、配偶者や家族による代理申請も可能としており、予約がない場合でも、可能な限り、随時交付対応を実施するなど、多様な事情を考慮しながら柔軟な対応に努めているところでございます。

現時点では、現状の制度運用を適切に進め、ホー

ムページやSNSを活用した情報発信を行うほか、近隣自治体の産科医療機関とも連携し、適切な情報提供を行い、より多くの妊婦の方に、円滑に制度を利用していただけるよう努めてまいります。

**○2番（二井谷友希君）** 今御答弁いただきました内容で少しちょっと分からないところがありまして、交付日ではない場合の予定をされて、その場で交付されたときには、交付日で受けられるようなサービス、説明とかは受けられないということでしょうか。

**○子どもみらい課長（久徳和久君）** 実際の交付日以外で来られたときの対応ということで、よかったですでしょうか。

その場合につきましては、専門職がやはり歯科衛生士とか、栄養士とかが必要でありますので、その際、連絡等いただきまして、対応ができるようであれば、その際に実施できるような体制は取っているところでございます。

**○2番（二井谷友希君）** 交付日以外で、早急に母子手帳を受け取りたくて、専門職がない場合には、交付だけして、後日ちょっと日程調整で、また専門職の方との面談もできるということで間違いないでしょうか。だと思うんですけども、今、ホームページを見ますと、やはり交付日が原則という形で、私は実際に自分でもホームページを見たときに、交付日が原則で、そこに行けない、どうしても行けない場合には事前に連絡をくださいという形でしたので、例えばもう予約制ということで、予約のフォームをホームページに設けるですとか、そういう形にしていただければ、より利用者の負担が減るのかなと思いますので、そういった点もぜひ御検討いただけたらと思います。

また、妊娠届出を出したらそこで面談や手続きをして、もうそこで全部サービスを受けて終わりということではなくて、ぜひ何かあったときに相談できる窓口の場所や連絡先、支援サービスなど一覧表にした用紙の配布や、その場での紹介、本市で実施している妊婦向けの講座やワークショップなど、幾つかありますので、そういったものを次につながりがつくれるような、そういったつながりが途切れない仕

組みもぜひ要望いたしまして、母子手帳に関する質問を終わりにいたします。

**○子どもみらい課長（久徳和久君）** 母子健康手帳の予約の関係でございますけれども、一応ホームページのほうにおきましては、オンライン予約で、そこで事前に予定日以外で来れない方に対しても、御連絡くださいということのフォームを作っておりますので、そこから入っていただいて、届出をしていただく、その体制は取っているところでございます。

**○2番（二井谷友希君）** 私が、すいませんちょっと簡単に言ってしまったんですけれども、予約フォームで、もうそこで予約が完結するような形とかが取れないかなということで、発言いたしました。

すいません、次に、移らせていただきます。

加齢性難聴の方への支援についてです。

まず、本市におきまして、加齢性難聴の方への支援として、補聴器の購入補助制度があるか、現状についてお伺いいたします。

**○長寿介護課長（松崎知人君）** 本市における補聴器購入支援につきましては、聴覚機能障害で、障害者手帳取得者へ行っており、令和6年度実績で11件の助成となっています。

また、障害者手帳取得者以外の加齢性難聴の高齢者に対する補聴器購入助成については、現在のところ高齢者福祉施策として制度化していない状況です。

**○2番（二井谷友希君）** 現在、補助制度がないということですが、補聴器の値段は一般的に両耳で30万円前後のものを購入する方が多く、保険適用外ということで、大変高くなかなか手を出せないという方が多いと思います。

現在、鹿児島県内においても、例えば阿久根市、曾於市では65歳以上の方を対象として上限2万円、志布志市は18歳以上の方を対象として上限2万円の助成を行っております。

加齢性難聴は生活の質の低下、地域での孤立などを引き起こし、さらに認知症のリスクとなります。

2020年医学誌Lancetの報告では難聴が認知症の予防可能な要因の中で最も大きなものと指摘をされており、適切な補聴器の使用は認知症の発症リスクを軽減する可能性があるという報告されています。

さらに難聴は認知症だけでなく、うつ病のリスクも高めます。難聴に気がいたら放置せずに補聴器の使用を検討することが大変大切です。

以上を踏まえまして、本市において加齢性難聴の方を対象とした補聴器購入に対し、今後補助する考えがないかお伺いいたします。

**○長寿介護課長（松崎知人君）** 加齢性難聴者への補聴器購入助成につきましては、令和8年度に行う高齢者福祉計画策定の際に、助成制度の可否について検討してまいりたいと考えております。

このため、助成制度に取り組んでいる県内自治体での実績や動向を注意してまいります。

あわせて、加齢性難聴は身体機能の低下が見られる全ての高齢者に関わることとなりますので、引き続き、全国市長会を通じて国に対し、助成制度の創設を図るよう求めてまいりたいと思います。

**○2番（二井谷友希君）** 今、前向きに検討していくというようなことをお話いただきました。ぜひ、早め実現していただくよう要望いたしまして、終わりにいたします。

次に、訪問介護事業所についてです。

現在、本市において訪問介護の事業所が残り1か所という状況になっております。市民が十分にサービスを受けることができているのか現状をお伺いいたします。

**○長寿介護課長（松崎知人君）** 市内の訪問介護事業所の現状についてであります。

本市で唯一の訪問介護事業所である市来ヘルパーステーションは、旧市来町の直営から平成24年に、NPO法人に経営形態を変え、運営されています。

登録によると、従事者数は、本年8月末で常勤、非常勤を合わせ19人で、在宅要介護認定者等を対象とする事業所としては、平成23年以降1か所だけとなっております。

推計となりますが、令和6年度の総合事業を含めた市内で訪問介護を利用した件数のうち、市来ヘルパーステーションは約64%、残りの36%は日置市、薩摩川内市の事業所利用となるようです。

市来ヘルパーステーションでは、以前から利用者の希望するサービス提供時間が重複するなど、ヘル

パーの派遣が困難な場合は、緊急性の高い身体介護利用者を優先するほか、サービス提供時間の調整、またはやむなく依頼をお断りするケースがあると伺っております。

また、現時点でのケアマネジャー等への聞き取りでは、利用者の希望どおりサービス提供がなされているかという点では、十分とは言えないものの、サービス提供時間の調整や市外事業所の利用により、おおむね希望者へのサービス提供は確保されている状況とお伺いしているところでございます。

**○2番（二井谷友希君）** 実際に事業所で困っている声があるということで、実際に十分にサービスを提供できていないという現状があるということで、私のほうでも訪問介護事業所に聞き取り調査を行いました。

今、訪問介護事業所が置かれている現状としましては、介護事業の中でも特に経営が苦しい実態があったにもかかわらず、2024年度訪問介護の基本報酬が2から3%引下げが行われ、報酬が引き下げられた24年、訪問介護事業所の倒産がさらに加速をしました。2025年上半期には、訪問介護の倒産が45件に達し、2年連続で過去最多を更新したというところでは、48件中38件が介護報酬切下げや利用者の減少などによる売上げ不振が原因であるとして、全体の8割を超えている状況です。

日本共産党の機関紙「赤旗日曜版」では、訪問介護報酬切下げを受け、訪問介護事業所がない自治体や消滅の危機にある自治体はどの程度広がっているのかということ独自にその自治体数を集計しました。

2024年6月末時点で厚生労働省が公開した事業所一覧から作成した訪問介護事業所がゼロの町村と残り1の市町村の資料がありますが、この資料に関しまして、事業所が残り1である自治体は277市町村となっており、市で残り1となっている自治体は全国でも本市を合わせまして、3市しかありません。

鹿児島県を見ますと、残りゼロとなっているのが、三島村、十島村、宇検村の3か所、残り1となっているのが垂水市、錦江町、大和村、知名町、本市を入れて5か所となっております。

また、先ほども言いましたが、聞き取りを本市の事業所に対して行いました。不安が多く、余裕もない経営状態で本当に大変であると。あと二、三年後には閉鎖するだろうというお話をされ、もうその回答からは訪問介護の厳しい現状と、現状に対する何の救いもなく、さらに冷たい仕打ちを受けるようなそんな状況に絶望感、諦め感があるのではないかと、本当に話を聞いていて、胸が締めつけられるような思いをしました。

また、地元の事業者がいいという、やっぱり住民の声があるということで、しかし、その声に応え切れないというつらい現状をお話しされました。

新規の利用希望者に対し、ちょっと待っていただけませんかという保留にすることもあるということです。もともと経営が苦しい訪問介護事業の基本報酬が下げられた実態、そして、実際にサービスを受けたいけれども、受けられないという市民の声がある、事業所の経営が困難だという切実な声があるこの現状に対しまして、市としてやはり市民の福祉を守る立場から、ほかの市でサービスが受けられるからいいということではなく、緊急的に独自の市の訪問介護事業所への支援をするべきではないでしょうか。

新潟県の村上市では、2024年度介護報酬改定で、報酬が下げられた訪問介護事業所に対し、基本報酬が下げられる前の23年度との差額分を補填するほか、車の燃料代支援として1台当たり月3,000円、事業所から訪問先まで7キロ以上ある場合は1回50円を上乗せして支給するという独自の介護事業所への支援を実施しています。

本来は国が訪問介護報酬引下げを撤回し、訪問介護報酬は引上げをするべきだと思いますが、市独自で事業所に対して支援する考えはないかお伺いいたします。

**○長寿介護課長（松崎知人君）** 議員御質問のとおり、令和6年度介護報酬改定及び物価高騰等の影響により、訪問介護事業所の経営環境は大変厳しい環境にあると認識しているところでございます。

国においては、今年度の補正予算案で、訪問介護等の移動経費を補助対象とするサービス継続支援事業等を盛り込むほか、介護報酬改定を1年前倒して

行うことが検討されておりますので、本市としては、今後の国の動向に注視してまいります。

サービス提供の安定性という面で、訪問介護事業所を含めた市内事業所の現場からは、介護人材不足をどうにかしてほしいといった意見を多数伺っているところでございます。このため、市といたしましては、現時点では特定のサービス事業所への直接的支援ではなく、介護サービス全体に共通する人材確保支援として、令和5年度から介護人材確保育成支援事業を実施しているところであります。

介護職員やケアマネジャーの資格取得等に要する費用の全額助成、市内での介護職員初任者研修の開催などの取組により、本年度、この中から1名、訪問介護事業所へ新規就労されているところでございます。

また、介護専門職の負担軽減を図る施策として、市民に対し、ごみ出しや買物同行などの生活支援を行うボランティア養成を行ってございまして、市内六つの困りごと支援隊が年間延べ321人の高齢者に対し支援を行っていただいているところでございます。

介護人材の確保は、人口減少の中、大変厳しい状況ではありますが、今後も現場の声をお聞きしながら支援を継続してまいりたいと考えております。

**○2番（二井谷友希君）** この問題は高齢者の尊厳に関わる重大な問題だと思います。本当に今危機的な状態であると御認識されているかと思えますけれども、やはり今ある施設の支援より、新たに事業所の誘致をするということは大変難しいことでありまして、今ある事業所がなくなってしまうたら、本当に大変なことだと思います。

今ある事業所が経営を続けられるよう早急に支援すること、事業所が納得するような政策をぜひ実施していただくよう強く要望いたしまして、この質問を終わりにいたします。

続きまして、長崎鼻公園の再整備事業について質問をいたします。

まず、質問に移る前に通告書の質問文に関しまして、間違いがありましたので、訂正させていただきます。

まず、（1）本市公式LINEを活用した市民ア

ンケートと記しておりますが、長崎鼻公園に関しまして、LINEを活用した市民アンケートは行っておらず、紙を用いたアンケートを実施されたということで、「本市公式LINEを活用した」という文章は、削除させていただきまして、（1）（2）と質問を分けておりますが、まとめて質問をさせていただきます。

この場をお借りいたしまして、訂正とお詫びをさせていただきます。

それでは、内容に移ります。

長崎鼻公園の再整備事業に関するアンケートに寄せられた市民の方からの意見提案等に対するフィードバックがあつてよいかと思えますが、市民意見が反映されているのか示すべきではないでしょうか。

また、今後の市民参画をどのように考えているのかお伺いいたします。

**○都市建設課長（吉見和幸君）** 長崎鼻公園再整備事業の進め方につきましては、令和2年度に市民を対象にアンケート調査を実施いたしました。

アンケートの方法は、市のホームページほか、子育て支援センターや周辺の公民館など11か所で収集し、延べ265名の方から、御意見、御要望をいただいたところです。

その後、令和4年9月、長崎鼻公園再整備事業後の収益性を検証するため、サウンディング市場調査を実施し、設計、施工、管理運営について、一括して発注するDBO方式を念頭に、令和6年3月からアンケート結果及びサウンディング市場調査を基に事業者の公募を行い、令和6年6月に市内5企業を構成員とした大和リースグループを優先交渉権者に決定いたしました。

基本設計の作成に当たりましては、エリアマネジメント業務によりワークショップを開催し、市民の方々から御意見を伺い、計画に反映しております。

なお、ワークショップのメンバーは、いちき串木野市子ども・子育て会議委員をはじめ、各種団体からの推薦10名、公募で高校生を含む11名、合計21名の構成で、基本計画の策定から御意見を伺ったところでございます。

また、今後の市民参画につきましては、エリアマ

ネジメント協議会で、御意見を聴取することとしており、にぎわい施設内で計画している幼児を対象にした屋内遊戯場及びカフェ施設の運営や開園に向けた情報発信の方法などについて検討してまいります。

また、長崎鼻公園を核とした周辺施設への波及効果及びイベントの開催など、幅広く利用者の意見を伺うために、施設のオープン後も意見交換会を年に1回程度開催し、施設の運営に反映させてまいりたいと考えております。

**○2番（二井谷友希君）** これまでたくさんの方から意見を聴取したということで、大変よいことだと思います。

あわせて、どんな意見があったかということも分かりやすく開示していくことも必要だと思いますので、お願いいたします。

ぜひ、今後の運営に関しても広く市民の意見を取り入れるよう要望いたします。

私自身も1人の子育て当事者として、子どもをどこに遊びに連れていくかというのは悩みの種となっており、遊び場においても、もっとこうだったらいいな、あだったらいいなという不満を感じることもあります。そういった当事者の不満はやはりアイデア、逆を返せばアイデアがたくさんあるということです。ぜひ、たくさんの方から意見を取り入れられるような仕組みをお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

本市沖約5キロメートル圏内洋上風力発電についてです。

まず、本市におけるエネルギー発電設備の在り方についての考えをお伺いいたします。

**○産業立地課長（大平博喜君）** 本市のエネルギー施策についてでございます。

本市では、平成29年3月に策定しました第2次総合計画におきまして、再生可能エネルギーの拡充と産業おこしを組み合わせた環境維新のまちづくりというのを推進してございます。

これに伴いまして、平成30年3月に、いちき串木野市地域創生エネルギービジョン、こちらを策定し、再生可能エネルギーの導入目標を掲げ、重点プログラムの一つとしまして、洋上風力発電の導入に取り

組んできているところでございます。

特に洋上風力発電につきましては、再生可能エネルギーの切り札とされておりまして、2050年脱炭素社会の実現に向けたグリーン成長戦略の重要分野の一つとして、国の中でも位置づけられております。

また、自動車産業に匹敵する部品数を必要とするサプライチェーンの体制でございまして、本市への経済波及効果や、雇用創出効果を大きく期待できることから、本市の魅力あるまちづくりの一つとして位置づけているところでございます。

**○2番（二井谷友希君）** 今お話しされました、市長も、かねてからお話しされておりますが、やはり再生可能エネルギーで経済や雇用、経済の発展というところを重視されているということですが、それも大切かと思いますが、例えば再生可能エネルギーは必要であります。やはり、再生可能エネルギーといっても、いろいろなものがあります。中には自然を壊してしまうような計画もあるということは御承知おきかと思いますが、再生可能エネルギーだとしても、中身として、地域密着型の地産地消の計画であることとか、人体、漁業、畜産、養鶏業等への影響がないこと、自然への負荷を最小限にした景観を壊さない計画であること、地域住民、漁業関係者、自然保護団体等への合意形成が図られることなどは大前提だと思いますので、その辺も考慮すべきではないでしょうか。

その上で、本市のエネルギー発電事業の在り方を見直し、今計画は長期的に見て本当にこのまちのためになるエネルギー発電事業なのか、見直すべきだと思います。

次の質問をいたします。

本市は川内原発が大変近い地域で、福島第1原発事故も鑑みますと、本市において原発による市民の健康や生活、自然環境へのリスクはかなり大きいと言えますが、そのことにより、原発をなくしてほしいから洋上風力には反対したくないという市民の少ない声を聞いております。

今年度実施された洋上風力発電の出前講座の中で、「今計画が実施されることにより、川内原発がなくなりますか」という市民の質問に対し、本市の担当

職員は、「川内原発はなくなる」と回答されておりました。

いま一度ここでお聞きをしたいと思います。

今計画が実施され、洋上風力発電設備が本市に建設されることにより、川内原発はなくなりますか。お答えください。

**○産業立地課長（大平博喜君）** 国のほうでは、第7次エネルギー基本計画というのを策定してございまして、エネルギーの安定供給の確保、こちらに向けた投資を促進する観点から、2040年や、その先の2050年のカーボンニュートラルの実現に向けたエネルギーの需給構造を視野に入れつつ、S+3Eの原則の下、今後取り組むべき政策課題や対応の方向性について取りまとめを行っているところでございます。

あわせて、2040年度におけるエネルギー需給の見通しということで、電源構成におきまして、再生可能エネルギーを4から5割程度にすると。また、原子力を2割程度、残りの部分ですね、火力を3割から4割程度とする目標が設定されております。

再生可能エネルギーと原子力、これは別々の電源でございますので、それぞれの計画でございますとか、法令等に従って進められていくものと認識しているところでございます。

**○2番（二井谷友希君）** 今おっしゃっていただきましたことと、出前講座のときに担当の方が答えたことが違っているようなんですけれども、少なくとも本市に洋上風力発電が建てば、必ず川内原発がなくなるということではないということですので、この場で明らかとさせていただきまして、次の質問に移ります。

本市、陸から約5キロメートル圏内に計画地が絞られた経緯についてです。

原発のほかに、本市約5キロメートル圏内という計画地に関しまして、市民の疑問や抗議の声があるため、この質問をいたします。

まず、元は薩摩西方沖洋上風力発電事業として、南さつま市から阿久根市まで広範囲な計画となっていたのが、いちき串木野市に計画が絞られました。これは本市からぜひここに建ててくださいという申

出が県に対して行われたものでしょうか。

**○産業立地課長（大平博喜君）** 鹿児島県におきまして、令和5年8月に、関係市町及び漁業団体などの利害関係者等で構成される研究会というのが設置されてございます。

洋上風力発電に関する現状でございますとか、課題等の共有を図りながら、薩摩半島西方沖における国への情報提供の可能性のある区域について、この研究会で検討が進められてきたところでございます。

このような中、令和6年3月25日に開催された第4回の研究会におきまして、本市の現状でございますとか、取組状況、そのほか、本市の洋上風力に対する考え方、今後の展望等について、その場で御説明を差し上げたところでございます。

その中で、本市沖合、共同漁業権外も含む区域を先行的にモデル区域として情報提供できないかという御提案をさせていただいたところでございます。

しかしながら、利害関係者全ての理解と合意がなされるのに相応の時間を要することが見込まれることから、その翌月4月9日に、県に対しまして、一定の理解が得られている市内4漁協支所の共同漁業権内の区域で、情報提供を希望する旨を再度御提案させていただいたところでございます。

その後、県におかれまして、先ほどの研究会での議論でございますとか、県自ら関係者との個別協議などを踏まえまして、国への情報提供について総合的に判断されたものと認識しているところでございます。

**○2番（二井谷友希君）** 本市から県に対して、先行的にモデルケースとしてここでできないかというアプローチが行われたということですが、市民の方からはテレビや新聞報道で陸から約5キロという大変近いところになっていると、びっくりしたというお話。

最初の地区ごとの住民説明会では、陸から約5キロ圏内ということにはなっておらず、そんな話は聞いていないというたくさんの方の声を聞いております。

欧米では20キロ、30キロ前後を中心に、さらに最近はより沖合の50キロから100キロ以上離岸距離を取るケースも増えております。

住民の皆さんの故郷の景観を壊してほしくないという声や、特に沿岸の住民の皆さんの健康被害に関する不安の声を重く受け止め、本市住民の健康、生活を守る立場に立つならば、陸から約5キロ圏内という計画地はあり得ないことだと思います。

計画の変更や中止をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**○産業立地課長（大平博喜君）** 計画の見直しについてでございますけれども、洋上風力発電事業につきましては、海洋再生可能エネルギー発電設備の促進に関わる海域の利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法に基づき、一般の海域におきまして、国が促進区域を指定し、公募により発電事業者を選定します。

それから、長期安定的な電源として導入を促進する法律でございます。

この選定された発電事業者におきまして、その海域の風況であるとか、または海底地盤、また、気象海象などの様々な条件を勘案しつつ、最も重要な事業性等も考慮しまして、その海域の実情に応じた発電計画というのが事業者におきまして、策定されるものと認識しているところでございます。

**○2番（二井谷友希君）** 国任せということはやっと正直信じられないと。本市として住民の生活や健康を守る立場であり、住民の意見を聞く一番身近な存在として、住民の生活や健康を守る選択をしていただき、住民の不安の声をきちんと受け止めることを強く要望いたしまして、次に、漁業補償についてお伺いいたします。

いちき串木野市民を含めた市民団体有志による洋上風力発電事業に係る国の関係省庁との意見交換会が今年度2回行われました。

その中で、今計画に関しまして、漁業補償に該当するものは一切ないというのが、関係省庁の回答でした。

一方で、本計画に関して、そうは言っても漁業補償はあるんだというまちの声があります。

本市の説明によりますと、漁業振興に使うお金が基金としてためられるということでしたが、これはあくまでまちおこしの一環として漁業振興に使われ

るものであり、例えば原発における漁業補償協定や損害賠償などのようなものは、今計画ではないというところで間違いはないでしょうか。

**○産業立地課長（大平博喜君）** 洋上風力発電における基金につきましては、洋上風力発電事業の利益の一部を漁業振興や地域振興など、地域の将来像の実現に向けて活用するものでございます。

原子力発電に関連した漁業補償とは異なるものでございます。

また、基金の具体的な活用内容につきましては、今後、再エネ海域利用法に基づく手続が進む中で、国、地方自治体、利害関係者、学識経験者等で構成される法定協議会におきまして、協議され、最終的に、発電事業の公募条件として取りまとめられるという形になっているところでございます。

**○2番（二井谷友希君）** 既に漁業補償に関しましては、漁業者には説明をしているところであり、理解をされていることだと思いますが、一般の市民の方で誤解があるようですので、ここで明らかとさせていただきます。

それでは、次に来年度の情報提供についてお伺いいたします。

県は国に対し、今年度情報提供を行い、その情報提供のスキームの中で有望区域となり、具体的な協議に進みたいとしておりましたが、国は要件を満たしていないということで、準備区域に指定をされました。その理由として、地域住民に対する理解の醸成が留意事項として指摘をされ、ほかにも航路の問題を指摘されているようですが、報道の中で県は既に2026年度の情報提供を再びしたいという考えを示しておりました。

情報提供までにどのようにして国が挙げた課題を解決していく予定なのかお伺いいたします。

**○産業立地課長（大平博喜君）** 県におかれましては、先月、再生可能エネルギー導入に対する地域住民の理解促進を図るために、再エネと地域との共生に関するセミナーというのが開催されたところでございます。

また、今回、国の意見を踏まえまして、来年度の情報提供に向けて、関係市町とも連携をしながら、

引き続き、地域住民への理解醸成に取り組むとともに、利害関係者等との必要な調整を進めていくと、県においては聞いているところでございます。

市としましても、市内16地区で開催しました「みらいトーク2025」でございますとか、今年度から新たに先進地視察事業というのを実施しまして、理解促進に努めていますほか、出前講座や広報紙等を通じた情報発信を行い、引き続き市民の皆様の理解促進に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、来年度の情報提供についても、県と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えているところです。

**○2番（二井谷友希君）** 情報提供まであと三、四か月しかない状況で、きちんと課題を解決できるとは到底思えません。

これまで行った出前講座などのあの参加状況、いろんな方からお話を聞いておりますが、その状況を考えても、いろんな方に、たくさんの方に理解が進んで話がきちんと届けられているとは思えない状況です。

特に本市は沿岸地域に学校関係、保育関係、病院関係等が集中しております。一番大変な思いをするところです。

今計画により、本市の宝である自然や誇るべき景観、市民の安心安全、健康的な生活が損なわれるおそれがあります。

市長は本市の宝である自然、景観、市民の安全を守る立場で、今計画については、反対するよう強く要望いたしまして、以上で私の一般質問を終わりにいたします。

**○議長（松崎幹夫君）** ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時10分とします。

休憩 午前11時41分

再開 午後1時09分

**○議長（松崎幹夫君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田憲智議員の発言を許します。

[6番西田憲智君登壇]

**○6番（西田憲智君）** 事前通告に伴い二つの項目につきまして、順次質問をしていきたいと思っております。

失われた30年とも言われた長引くデフレから脱却し、インフレにより急激な物価上昇に賃上げが追いついておらず、市民にとって食料品をはじめ、価格の高騰、また、市内の事業者につきましても、仕入価格の高騰に併せて、人手不足による賃金圧力などが複合的に作用して、大変苦慮しているのが現状ではないかと思っております。

私はこれらの物価高対策として市が永久的に補助、助成されるべきものと捉えているわけではございません。

市民の豊かな生活、また、市内企業の繁栄、ひいては本市の発展の道のりにおいて物価高騰に影響を受けた生活者、事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるように、国よりの交付金制度が活用できるものと認識しております。

これまでも本市は物価高対策にとどまらず、社会情勢や社会問題を踏まえ、ニーズに合わせた様々な取組を行ってまいりました。

例えばプレミアム付商品券事業や水道の基本料金の全額補助などでした。

昨日の先輩議員の行なった一般質問からの答弁で、国からの重点支援地方交付金の使い道については検討中である。また、プレミアム付商品券発行についても前向きな回答でしたので、私からは生活安定策に合わせた未来投資につながるという思いで、一般質問を進めてまいりたいと思っております。

まず初めに、国・県物価高対策の動向に伴い、これまで本市が取り組んできました支援に対する現状分析と連携状況の認識と本市が独自で行います物価高対策についてのお考えを市長からお伺いして壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

**○市長（中屋謙治君）** 西田憲智議員の御質問にお答えいたします。

昨今の物価高騰は市民生活に多大な影響を与えており、家計の負担、事業者へ及ぼす影響は大きなも

のがあると認識いたしております。

本市はこれまで重点支援地方交付金を活用して、物価高騰に苦慮する市民や事業者の皆様への支援として、水道料金減額事業のほか、低所得者や子育て世代への給付金、プレミアム付商品券事業、さらにはエネルギー経費負担軽減支援給付などを実施してきております。

今回、国から交付されます重点支援地方交付金につきましては、物価高騰に対する支援を前提としており、特に食料品の物価高騰に対するプレミアム付商品券の発行など、具体的な対策が示されております。

現在、交付金の趣旨を踏まえ、市民の皆様への生活支援及び事業者支援について検討しているところでありますが、広く支援が行き渡るよう、その方策として、プレミアム付商品券の発行とか、水道料金の減免など、こういったものを検討しているところでございます。

**○6番（西田憲智君）** これまでの施策につきましては、今市長が述べられたとおりであります。現状分析として、よりよい事業をこれから進むには過去の検証や現代のニーズを捉えないといけないということもありますし、効果を高めていく事業を行うには誰とどのような連携をしていくのかというのが大切なのではないかと感じています。

本市の物価高対策については、先ほども検討中ということで、広く支援をしていきたいという方針でありましたので、今回、これまで行ってきた様々な支援というところを否定するつもりはございません。一定の効果はあったんだと私も理解をしております。

しかし、実施された、一定の期間のみに効果がとどまってしまっていたなと私も感じており、反省をしております。

そこで今回、給付金、いわゆる財源を活用して、交付期間や支援期間が終わった後も、本市全体のキャッシュレス化やデジタル化の推進など、付加価値をつなげることによって、未来へ投資ができるものと考えておりますが、この考えについての理解をどのように考えるかをお伺いいたします。

**○副市長（出水喜三彦君）** この国の交付金を有効に使って、当然、生活者あるいは事業者への負担軽減とともに、未来にわたっての基礎をつくる、この観点は非常に大事だと思います。

過去の例で申し上げますとちょうどコロナの対応の際に、特に飲食店等が非常に苦慮している、こういった実態に伴いまして、もちろん消費者、生活者の支援という意味でもLINEクーポンというものを発行いたしました。これによりまして、地域内の消費もですけれども、地域外からの消費を取り込もうという形で、そのことが、結果的にそのラインの広がり、そして、今、情報発信に役立っている、これが一つの例かと思えます。

今回の支援交付金につきましては、主に物価高対策の中でも、食料品の高騰、こういったものに苦慮されている生活者、市民の皆様への対応、これが一番重要と考えてございますし、これをさらに国のほうにおきましては、速やかにこれが市民の皆様に行き渡るように、こういった観点での交付と認識してございますので、先ほど市長が申し上げました対策について、検討している、このような状況でございます。

**○6番（西田憲智君）** 本市のデジタル化が進まないという中において、様々なこれまでの先ほど副市長が説明のありましたLINEクーポン等々で、いわゆる、前に進める施策だったりだとか、いろんな方法は本当にあるんだと思うんです。

その中で、本市のキャッシュレスを推進することによって、市民や消費者の利便性の向上、また、事業者の生産性の向上や、未来に向けた投資につながるなど、全体設計と関係機関との連携体制を整備する考えについてをこれから順次行っていきながら、いわゆるデジタル化、いわゆるキャッシュレスも含めた形でのいろんな取組がこれからのまちのためになるんだということを皆さんにぜひ理解をしていただきたいという思いで進めさせていただきたいと思えます。

まず、本市も庁舎窓口にキャッシュレス決済の導入や、市税等につきましては、スマートフォン決済など、一部で取組が進んでいることは承知しており

ます。

そこで、いまだに取組がなかなか進んでいない公共料金や公共施設の利用料など、キャッシュレス化というのが進められないものかお伺いをいたします。

**○総務課長（長畑正博君）** 公共施設利用料等におけるキャッシュレス決済の状況であります。

現在の取組状況であります。本市のDX推進計画に基づきまして、来庁者の利便性向上を図るため、本年3月に、串木野庁舎市民生活課及び税務課など4か所の窓口において、各種証明書の発行手数料等の支払いにクレジットカードやQRコード決済を導入したところであります。あわせて、広報紙を活用して周知を図っているところであります。

一方で、キャッシュレス決済は、来庁者にとっては、支払い方法の選択肢が増えるという大きなメリットがございますが、導入対象を今後拡大していく上では、決済事業者へ支払う手数料の増加に伴う歳入の減、また、新たな事務手続への対応といった課題もあります。

今後は、引き続きDX推進計画に基づき、既存設置端末の利用促進に努めるとともに、導入の拡大につきましても、利便性の向上と持続可能な行政運営の両立を図る観点から総合的に判断してまいりたいと考えております。

**○6番（西田憲智君）** 今、ようやくいろんな窓口等々に導入が進んで、今4か所の設置が終わったということですが、最初のこの導入のスタートというのは非常に経費がやっぱり要るもので、このデジタルDXを推進していったこの数が増えてくると、この手数料というところもいずれ、今、増える人件費としてかかっているものが、いずれ費用としては、入れ替わるというような状況にもなりかねないと思っておりますので、ぜひここは力強く進めていただきたいと思っておりますし、先ほど今課長からありました、いちき串木野市のDX推進計画によると、この窓口のキャッシュレスについては、令和6年度から導入して、7年度が実施、令和8年度で20%を見込んでいますと計画がなされています。もっと早い段階で進められないものかと感じるんですが、現在の進捗率、令和7年度末の進捗率は大体どれぐらいなのか。今

後の計画として、いつまでに、どのような規模、もしくは場所等々で、このいわゆるキャッシュレスというのが進んでいくのかというのがありましたら教えていただきたいと思っております。

**○総務課長（長畑正博君）** 今御質問ありましたキャッシュレスの利用割合についてであります。

本年3月に導入したことから、本年4月から11月までの利用状況についてであります。件数割合で申しますと、市民生活課においては0.4%、税務課が0.3%、それと出先になりますが、MINATOよりあいオフィスが26%、薩摩藩英国留学生記念館が2.9%、全体では2.4%にとどまっているところであります。

先ほど議員からありましたようにDX推進計画においては、令和8年度末までに窓口キャッシュレス割合の目標値を20%としているところであります。実績としまして、7年度、令和8年度におきましても、大きく下回るのではないかと見込んでおります。

先ほども申し上げました、市においては支払いの選択肢を増やすことで、市民の利便性向上には寄与しているものとは考えておりますが、この件については、広報紙、庁舎窓口において周知を図っているところであります。しかしながら、やっぱりその経費、そういった経費であつたりとか、事務手続の増加、その辺りも踏まえた判断というものが必要になってくるかと思っております。

**○6番（西田憲智君）** 進まないところ、ようやく26%を超えて、認知がされる兆しがあるところ、様々だろうと思いますが、これから先、このデジタル化が本市にとって不要ということであれば、今、課長等々がお答えになられるような費用対効果の面で進めないというのはよく理解はできるんですが、今後、このデジタル化というのは、本市様々な場所で必要不可欠となる中で、やはりどこかで強化していかないといけないタイミングが来るんだろうと感じています。

そういった中で、まち全体もそうなんですが、行政主体となって、このDXもしくはこのデジタル化、キャッシュレス化というのを力強く進めることで、その周りの事業者、もしくは消費者、利用者という

ところがそういうところに順応、対応してくると理解をしておりますので、ぜひこれからも粘り強く、力強く推進していただきたいなど期待をするところです。

次に、市民や消費者の利便性、事業者の生産性向上の観点から、事業者としての体制づくりも必要だと思いますが、事業者へのキャッシュレス導入の促進及び支援並びに補助についてお考えはないかをお伺いいたします。

**○水産商工課長（榎並哲郎君）** キャッシュレス導入促進に対する市の支援についてでございます。

キャッシュレス決済につきましては、市内において、スーパーやコンビニエンスストア、飲食サービス業など多くの店舗に導入が進んでいると感じております。

キャッシュレス決済は利用者にとっては支払いが便利で、ポイント還元等もあり、また、事業者においても、現金管理や顧客情報管理などのメリットもあるかと思っております。

一方で、事業所においては、導入コスト、機材であったり、ペイ事業者への手数料、現金化へのキャッシュフローなどのデメリットもございます。

また、店舗によっては利用者の多くが高齢者の方などキャッシュレスへの顧客ニーズが低いことから、仕組みの理解不足などがあり、未導入の店舗もあると聞いております。

キャッシュレス決済については、今後、国の施策として促進されている状況を踏まえ、利用者、事業者両方に対して、メリット、デメリットについて、理解を深めていただく必要があると思っております。

そのようなことから、関係団体機関であるいちき串木野商工会議所、商工会等と連携を取りながら、諸事業所等の現状把握、課題等を分析した上で、セミナーの開催など、理解促進を図ってまいりたいと考えております。

**○6番（西田憲智君）** 今課長からあるように業種によってはやはり差がある現状だろうなど認識しております。

また、市が手数料を今後永久的に補助するということは不可能だということも認識をしている中で、

まずやっぱり導入というところに費用がかかって、なかなか小さい店舗、もしくは、投資経費としてそこに使えない事業者においては、ここがネックになっているのではないかと考えれば、まず、事業者の推進として、例えばクレジット端末機導入、いわゆる初期投資の費用を補助する中で、このキャッシュレスに対する基盤というのを整えていくということはどうできないか、改めてお伺いいたします。

**○水産商工課長（榎並哲郎君）** 先ほど事業者様のほうのデメリット、メリットという話をさせていただいたかと思っております。この中で、まず事業所のほうの現状把握というのを先ほど申し上げましたけれども、令和4年度に商工会議所のほうで、各種事業所においてのこのキャッシュレスの導入についてのお考えのアンケートを取っております。この時点では、サービス業で申し上げますと、78%の店舗が扱っていないというアンケート結果になっております。これから令和4年度から3年間たっておりますので、今回、またそのようなアンケートを取る中で、事業者様のほうの今の状況、あわせて、必要性、課題というのを整理させていただきたいと考えております。

**○6番（西田憲智君）** 顧客ニーズがやっぱりこう高まっていかなければ事業者として投資するということにはならないのはよく分かっているんですが、鶏が先か卵が先かという議論になれば、投資できる場所を先に投資して、しっかり体制を整える、整備するというのは大事な視点かなという意味で質問をいたしました。

次に、デジタル機器の利用に不慣れな方や、地域格差にスポットを当てて、取り残されることがあってはならないと考えております。

まず、現段階で全ての市民の方々が即時キャッシュレスに対応できるわけでもありません。デジタルリテラシー、いわゆるデジタル技術を理解して、安全かつ効果的に使いこなす知識、スキル、判断力というのには、差がないように進めないといけませんが、これはプログラム化、また、支援が必要と考えておりますが、こういったいわゆる弱者と言われる方々にとっての支援、サポートというお考えをお伺いいたします。

**○総務課長（長畑正博君）** キャッシュレス決済支援についてであります。

キャッシュレス決済の普及は、市民生活の利便性向上はもとより、市内事業者の新たな事業展開にもつながる未来への投資として重要な取組であると認識はいたしております。

現在、DX推進計画に基づきまして、まずは市役所窓口におけるキャッシュレス化を導入したほか、デジタルデバйд対策としまして、キャッシュレス決済で必要となってくるスマートフォンの使い方教室を市内のほうで出前講座として開催をいたしております。

**○6番（西田憲智君）** 今、庁内で行っている、そういった対策についての対応というところはよく理解できますが、いわゆるこれを市内全体に広げるといふ意味では、庁内だけの今の取扱いによる、いわゆる対策というところだけではなかなか進んでいかないだろうと認識をしております。

したがって、今後、様々な地域単位であったり、いろんところで、やっぱりこのようなことといふのは、いろいろ見識を深めながら支援を進めていくということが必要ではないかと感じますが、そこら辺どうですか。

**○総務課長（長畑正博君）** 現在、先ほど申し上げました本市が定めておりますDX推進計画に基づき、デジタルデバйд対策としまして、地域のデジタル化、こういった項目があります。その中で、スマホ教室等も開催をしているところであります。

しかしながら、今後は地域経済全体の活性化という、より発展的な視点も議員お説のとおり必要となっております。

このため、長期的な視点に立って、全庁的な方針や関係機関との連携体制を整理した上で、取組の方向性について、また、次期DX推進計画が9年度からとなります。来年度はそういった策定する時期となりますので、そういった計画を検討する段階においても、様々な検討していきたいと考えております。

**○6番（西田憲智君）** 庁内、もちろんDXについては、職員の事務の効率化だったり、市民サービスの向上というのが念頭にありますけれども、いわゆ

るまちに出ると、これが結局強みとか武器になるということ踏まえて、ぜひ計画を力強く進めていただきたいと期待をいたします。

次に、ちょっと視点を変えて、人もそうなんですけれども、その中で全ての世代というのを対象にできるかどうかはまた置いておきながら、キャッシュレス化を推進するには、戦略がやっぱり必要なんだろうと感じています。

例えば世代ごとのニーズに合わせたキャッシュレス支援、プログラムというのを企画、もしくは取組というのを進めるということについてのお考えをお伺いいたします。

**○総務課長（長畑正博君）** 世代ごとのそういったプログラム支援につきましても、現在のところそういった、特に施策として行っていないところありますので、今後策定していく次期DX推進計画の中においてもしっかりと議論をしていきたいと考えております。

**○6番（西田憲智君）** この項につきましても、なかなか今計画として施策がないというような回答が続いておりますが、さらに視点を変えて、今、世代的な人の話もしましたけれども、やはりこのデジタル化によって、弱くなるのは、やはり、市街地以外の地域がエリアとしては、弱いんじゃないかなと感じています。

そのDX推進計画も含めて、ぜひそこら辺にも地域格差の起こらないような、解消になるような施策、また、恩恵のない地域をつくらないということ念頭に置いて、地域ごとのキャッシュレス化の支援プログラムというのを進めていただきたいと期待をいたします。

次に、地域イベントでのポイント還元について質問を入れておりますが、この件につきましても、還元事業のメリットというのは、利用者にとって地域振興券の事前の購入というのが不要であったり、加盟店全てが利用できるというところであったり、対象店舗につきましても、事業参加の事務負担がないということや、売上げが上がるというようなメリットもあります。

事務局につきましても、事務局の負担軽減という

のもある中で、こういったキャッシュレス、こういったイベント等についても幅広く周知ができるものでありますので、こういった還元についての取組について、今のところ施策はないのかもしれませんが、お考えをお伺いしたいと思います。

**○総務課長（長畑正博君）** 地域イベントにおきまずポイント還元についてであります。

キャッシュレス決済の利用を市内全域に広げていくためには、市民の皆様が使ってみたい、使うと便利でお得だと実感できる、分かりやすく魅力的なきっかけづくりが有効であると考えております。

その意味で、御提案されていますポイント還元については、消費を喚起し、利用者を拡大する上で、一つの手法となり得ると認識しております。

今後の検討に当たりましては、他の自治体での先進事例、さらには本市でこれまで実施してまいりました各種事業、イベント等との親和性や市民のニーズ、これも考慮しながら、持続可能で効果的な仕組みづくりに取り組む必要があると考えております。

**○6番（西田憲智君）** 先の取組の話ということで、やはり行政が主体的になってリードしていく、それに地域が引っ張られて、一緒にこのデジタル、キャッシュレス、いろんなこの取組が進むというのを期待したいと思います。

次の（3）のほうに移りたいと思います。

ここにつきましては、もう具体的に二つのことについてお伺いをしていきたいと思います。

昨日もやり取りがありましたけれども、プレミアム付商品券、紙ベースが悪いということを行っているわけでもございません。せっかくこの一つの財源の中で取り組むのであれば、先ほど言いましたように、市長も、本日の答弁の中で、同じ事業、施策も進化させていきたいんだという答弁もありましたように、やはりこれから先を踏まえて、この一つの、あくまでも手段ですけれども、進化させていくには、電子版の商品券やデジタル地域振興券の取組によって、いわゆるプレミアム付商品券がデジタル化されるという取組にもなると感じています。

この取組について、改めて取り組む、もしくは推進するお考えがないかをお伺いいたします。

**○水産商工課長（榎並哲郎君）** 今回の交付金の中で電子版の商品券事業についての御質問であったかと思えます。

今回の国の交付金につきましては、これを活用した形での商品券事業を実施する場合は、高齢者など電子商品券に不慣れな利用者への配慮等を踏まえまして、今回は紙ベースでの商品券事業を行いたいと考えております。

速やかに市民の方々のほうにお配りしたいと考えております。

**○6番（西田憲智君）** いわゆるデジタルのデメリットというところに、やはり、高齢者の方々やなかなかこの扱いが難しい方々もいらっしゃるというのは認識しております。

私の考えはせっかくこのような財源によって事業ができるのであればデジタルを進める中で、大多数の方々には、このデジタルを対応できるんじゃないかなと思います。

その他の一部の方々については、これは取り残されてはいけませんので、個別にいろんな対策というのはできないものかという考えであります。

メリットばかり言ってもしょうがありませんが、利用者については、現物管理が不要であったり、1円単位までの買物が可能になるということや、対象店舗や事務局においては、いわゆる換金事務の不要、いわゆる手間が省けると。

また、事業途中での売上げの確認等々ができて、いろんな要するに見える化、データについても分析ができるといういろんなメリットもあります。

また、デジタルの強みとしましても、利用状況のいわゆる可視化ができるということや、得点や還元によってキャンペーン利用の促進がまた図られるということもありますし、地域経済の活性化と自立につながったり、運用コストの削減、住民と行政の接点の増加や地域情報の発信にもつながると、非常にメリットも多いと感じています。

ぜひできないということにとどまらず、何かできる施策を考えながら、今後取り組める環境をいち早くつくることで、この本市のいわゆる、DX推進を進めるだけが能ではございませんが、いろんなやっ

ぱり効果がある、メリットがあるということを踏まえて、取組を進めていただきたいと感じております。

ちなみに、もう先ほど回答をもらいましたので、他市では5市1町がいわゆるこのデジタル化の商品券や地域振興券に取り組んでいるということだけ御報告をしたいと思います。

地域通貨ペイについてお伺いいたします。

以前の一般質問の答弁の中で、またこの件については、研究をしていくという答弁もいただきましたが、その後この地域通貨ペイについては、どのように今評価をされて、どのような取組を検討されているかをお伺いいたします。

**○水産商工課長（榎並哲郎君）** 地域通貨ペイ事業についてでございます。

市独自の地域通貨につきましては、令和6年度に市DX推進本部会議において検討いたしました。

導入コストや今後の自走環境を整えるために検討いたしましたけれども、導入コストや、今後の自走環境を整えるために必要な加入店舗数や利用金額など、解決しなければならない課題もあったことから導入を断念した経緯がございます。

また、ほかの民間事業者による地域通貨事業のシステムを活用した導入についても、デジタル化に不慣れな店舗や利用者への配慮等の課題について、現状把握や整理、精査した上で、事業実施について検討を行ってまいりたいと現在は考えております。

**○6番（西田憲智君）** この件についてもやっぱりコストというところが出てきますけれども、ここも前向きにやっぱり捉える必要があるなと思います。

また、これは民間事業者だけのお話じゃなくて、やっぱり市内というところも一緒に連携していけば、このいわゆるコストというところが、ひょっとしたらそういう試算が変わってくる可能性もあると考えれば、これについても引き続き検討していただきたいと思えますし、本市ではいろんな例えば高齢者の元気度アップ・ポイントであったり、いろんな補助金についても、いろんなやっぱりいわゆる通貨だったり、ポイントを利用しておりますので、これらも複合的に考えて、また、研究していただきたいなと

思います。

最後、市長にお伺いいたしますが、このキャッシュレス推進については、社会やこれからの取組によって既存の課題を解決することができることであったり、先ほど言いましたように新たな未来を創造できるという利点もあります。

以前取り上げましたDX推進の際は、総務課DX推進係を中心に議論をさせていただきましたけれども、やはり担当者だけであるというのは限界がありますし、不可能でございます。

キャッシュレス化やDXを推進させるには、庁内全ての課が前向きに取り組んでもらう必要があるため、角度を変えて質問をしてきましたけれども、これらの取組については、単年度でできるものでもありません。

市長、我々も含めて、次の改選4年間の中で、段階的に実現していかなければならない本市にとって発展的な重要な取組だと認識をしております。

短期、中期、長期と、全体設計の中で実施のロードマップを作成して、関係機関との連携体制を整備させ、力強く、スピーディーに推進させていくためには中屋市長の号令というのは必要不可欠と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

**○市長（中屋謙治君）** 現在、本市においては、DX推進計画という、こういう段階であります。専らのは庁内のデジタル化をどのように進めるかという、こういうことであります。

先ほど担当課長のほうからも報告しましたが、このキャッシュレスであったり、あるいはデジタル化、どこを目指していくのかなという、ここがなかなか捉えにくい部分があります。

そして、これを導入するに当たって、例えばキャッシュレス化、我々もそうですが、事業者の皆さん方も手数料というのがかかり負担になるなど。お聞きしますというと3%を超える手数料がという。今我々が持っている数字では3.25%、これは事業者側、公共料金であれば市のほうがこの経費を負担するという話でありますので、初期投資、それから、実際これが運用されるようになってからのこの3%を超える手数料を誰がどんなふうに負担するんだろうか

という、こういうことであろうかと思っております。

いずれにしましても、大きな変革をする事業であります。庁内の連携を図りながら、力強く推進していく、このことが必要であろうと思えます。

そして、あくまでも、この将来のゴールをどこに据えるかという、ここら辺がまだちょっと私どもも勉強が必要だと思っておりますので、キャッシュレス化、あるいはデジタル化、そして、何を求めているのかという、ここら辺をしっかりと整理しながら、今回御提案ありましたキャッシュレス化、デジタル化、庁内を含め、それから、市内の事業者を含めて、計画をつくっていく、このことが必要であろう、そういうふうにいるところでございます。

**○6番（西田憲智君）** 事業者においても取り組める業種というところもあれば、まだまだ取組が進まない業種もあると同時に、先ほど市長も言われたような課題ももちろんあります。

でも、進んでいるところもあるということを考えたら、いわゆる手数料を払ってでもやはり消費者ニーズ、もしくは市民ニーズというところをしっかりと取り組む必要がある時期というのは必ず来ると思えますし、先ほど3%の手数料と言いましたけれども、まだ安い手数料のところもありますし、いろんなところも研究していただいて、導入できるところからスタートしていただきたいと期待をいたします。

次は4番のほう、(4)に移らせていただきますが、社会構造の変化によって将来の社会保障に対するの公的年金制度への不安だったりだとか、インフレによってお金の価値が下がっていくということなどから、効率的な資産形成やインフラの実現などに役立つ必要があるという一方で、成人年齢の引下げや金融トラブルの低年齢化という、やっぱり身を守らないといけないという知識、判断力ということもございます。

現在も進めていると思いますが、この学校教育の中で金融リテラシー教育をさらに充実させるお考えはないかをお伺いいたします。

**○学校教育課長（西村喜一君）** 金融リテラシー教育についてでございますが、金融リテラシー教育は、子どもたちが将来、経済的に自立し、よりよい生活

を送るために必要な金銭に関する知識や判断力を身につける教育でございます。

最近ではインターネットを使ったフィッシング詐欺とか、クレジットカードを悪用した犯罪、そしてまた、電子マネーやキャッシュレス決済、そして、デジタル通貨などの広がり、金融リテラシー教育の必要性がさらに求められているところでございます。

そのために小・中学校では、基礎的な知識を高めしていくことが大切であり、児童生徒の発達の段階に応じて、家庭科や社会科を中心に、消費者教育や租税教育など、金融経済に関わる基礎的な教育を実施しているところでございます。

具体的には、小学校では、金融リテラシーの基盤となるお金の役割、そして大切さについて、お店屋さんごっことか、遠足での買物体験、そして修学旅行でのお小遣いの使い方などの体験を通して、売買契約の基礎や仕組みなどを学んでいるところでございます。

中学校では、消費者教育や租税教育など、小学校で学習した内容をさらに深めており、家計や貯蓄などライフプランニングを含む学習を行っているところでございます。

今後も子どもたちが金融や経済について、将来の生活に必要な知識や判断力を身につけられるよう、これらの取組を継続していくとともに、児童生徒の発達の段階に応じて、事業や行事の中での体験活動や、税務署などの外部講師を招聘するなど、関係機関と連携を図りながら充実させていきたいと考えております。

**○6番（西田憲智君）** 学校における今、金融教育は課長から説明でよく分かりましたが、課題がやっぱりあるわけなんですね。

学校ごとにやっぱり教育内容やレベルに差が生じる可能性というのもあるというのが1点と、やっぱり大人の知識不足、先ほど、税務署や専門機関の方に入っただけというのもありましたが、教育者も専門的知識が不足しておりますし、保護者も教育というのはなされてないので、なかなか知識というのが、知識や経験が少ないということがある一方で、

課題を踏まえて将来を見据えた実践的な体系的な教育というのが必要なのではないかと思いますが、いかがでしょう。

**○学校教育課長（西村喜一君）** 金融リテラシーには、使う、ためる、そして、稼ぐ、増やす、備える、借りる、こういったことがあると思いますが、小・中学校におきましては、やっぱりこの使うとか、ためる、お金の大切さ、お金の仕組み、そういったものをしっかりと身につける必要があるなと思っています。

ですので、今、高校で増やすとか、借りるとか、備える、保険関係ですね。そういったような金融リテラシー教育を進められているようですけれども、小学校では、まず基本となる、先ほど言ったようなところを確実に身につけさせるようにしていきたいと思っています。

そんな中で、今おっしゃられたように、講師として、今、租税教室で、税理士とか、税務署の方、そして、公益社団法人の串木野日置法人会の方も来ていただいたりというところもあります。これ以外にも必要に応じて、銀行員とか、あとはファイナンシャルプランナーの方とか、会計士の方とか、そういった方々も場合によっては呼ぶこともできるようになるんじゃないかなと思います。文科省もJ-F L E Cという金融経済教育推進機構というのがありまして、そこからの派遣もしますよというようなこともなされているようですので、今後、そういったところも含めながら、各学校に検討もするように指導していきたいと思っています。

**○6番（西田憲智君）** やはり地元にもいろんな専門知識を持った、いわゆる銀行の方々だったりいらっしゃるの、ぜひそういったのを活用しながら、子どもたちの金融に対する教育を進めていただきたいなと思います。

次に、2番、交通（自転車）についてを進めていきたいと思っています。

今回の法改正によって、改めて取り上げましたけれども、この法改正の目的は交通事故の減少と安全な社会の実現でありますので、そこを絡めて質問をいたしたいと思っています。

11月末段階で本市在住の外国人は547人とホームページに記載があります。うち留学生が85人、留学生は神村学園等々で、校内の指導を行っていると認識しております。しかし、その他462人の外国人の方々は、果たしてこの交通ルール等々含めて、理解しているのだろうか、もしくは困っていないんだろうかと感じております。

そこで、本市外国人が利用する自転車の交通ルール等でトラブルや課題等々がないのか、また、本市在住の外国人に向けた自転車交通に対しての本市の指導もしくは支援策というお考えはないかをお伺いいたします。

**○まちづくり防災課長（宮持大作君）** 2026年4月に自転車の交通違反に交通反則通告制度、通称青切符制度が導入され、16歳以上の対象者に対して、反則金を納める制度が開始されます。これにより、赤切符制度と呼ばれる刑事手続の負担の軽減と、違反者に前科がつくことなく、実効性のある責任追及が可能となります。

例としましては、携帯電話の使用は1万2,000円、信号無視、右側通行は6,000円、一時不停止は5,000円、2人乗り、並走は3,000円などとなっております。

しかし、危険性、迷惑性が高い悪質、危険な違反であったとき、または交通事故を起こしたときは、刑事手続となります。

市内在住の技能実習生につきましては、所属する事業所を通じて周知を図ることが有効であると考えております。

令和5年4月の自転車乗車時のヘルメットの着用が努力義務化された際には、各事業者が周知を行い、ヘルメットの着用が促進されました。

来年4月からの青切符制度につきましても、早めの対応をしていただけるよう、市としましては、いちき串木野警察署と協力して、広報紙等による広報活動を実施し、交通ルールの遵守啓発を行ってまいります。

**○6番（西田憲智君）** 今のようないろんな様々なルールの中で広報活動だけで、いわゆる理解が深まるのかな、困り事が解消できるのかなという疑問が

残ります。

課題として、いろんなところで予期されることが一つ目に教育施設の問題、いわゆる公道でそういった教育ができないので、なかなか実態でイメージが湧かないというところが1点。

やはり、外国人ですので、言葉の壁もしくは会社の規模等々によって、なかなかその1団体1企業では取り組めないんだという、限界があるんだということであります。

これは事業者の責任というのは十分あると理解はしておりますが、連携した取組で効果というのは高まるんじゃないかと感じております。

そこで、行政機関が窓口になって、先ほどありましたように警察等々との連携をして、例えば自動車学校等の協力依頼によって交通安全指導等の充実が図れないものかというのを含めてお伺いをいたします。

**○まちづくり防災課長（宮持大作君）** 以前、市内の事業所におきまして、市来警察署と出前事業を行ったときがあります。その際には、企業の担当者の方が、従業員の外国人に対しまして「皆さん方は日本に仕事に来ている、お金を稼ぎに来ているんだから、つまらない交通違反なんかを起こして、違反をしないようにしてくださいね」とおっしゃられると、皆さんやはり、自分のことのように納得されていらっしゃいました。

また、神村学園につきましては、串木野自動車教習所を使いまして、交通ルールの遵守として、自転車の乗り方教室のなども行っておりますので、また、今後必要とあれば、そのような活動も行っていきたいと考えております。

**○6番（西田憲智君）** 神村学園にそういった実績があるということを踏まえれば、やはり外国人の交通ルールのトラブルというのはあると思うんですね。今のような事業所、学生、事業所主体ということで、なかなか解決できないので、このようなふうに取り上げているということを踏まえて、ぜひ連携した取組というのを、多文化共生の観点からも進めていただきたいなと感じるところです。

また、神村学園さんには通訳していただける方々

もいらっしゃいますし、そういうところの活用等々含めて、自動車学校と協議が深まればいいなと期待をいたします。

時間もなくなりましたので、前に進めたいと思いますが、高齢者、自転車愛好者についての支援策も外国人と同じだと思いますが、1点だけ言えば観光客の方については、今市内にレンタルサイクルがあると思うんですが、レンタルサイクルにヘルメットが常備されてないと思うんです。観光客はヘルメットを持って観光されないもので、これについても様々なこの安全に対する対策をしてほしいなど、これはお願いだけしておきます。

次に、2番目に自転車の通学生や児童に対する取組についてですが、昨日も先輩議員のほうで一般質問がありましたとおり、様々な課題はあると思います。

自転車で通学している生徒に対しての安全性や交通ルールの指導ということは、共通してできているのかどうかというのをお伺いしますが、中学生になれば車道を走らないといけないと道路交通法でなっているんですが、こちら辺についても含めて共通に対する指導を教えてください。

**○学校教育課長（西村喜一君）** 令和8年4月1日から道路交通法の一部を改正する法律が施行されて、自転車への交通反則通告制度が導入されているところでございますが、このことにつきましても、自転車ルールブック、リーフレット等を用いて、令和7年10月に各学校に周知しております。

それとともに、保護者に対してもPTAなどの場において、周知を依頼しているところでございます。

自転車の乗り方を含めた交通安全指導については、各学校において、毎年、警察やまちづくり防災課の職員の方、そして、スクールガード・リーダーなどを招いて、各学校の実態に応じた交通教室を実施しているところでございます。

今年度も全ての学校で自転車通学生以外の児童生徒も含めて、自転車の安全な乗り方が確認できるよう、映像や体験的な活動を交えながら、交通ルールに関わる指導を行っております。

あわせて、各学校では長期休業に入る前などに自

転車を利用する際の乗車ルールを守ることの重要性について繰り返し指導を行っているところでございます。

今後も引き続き、警察やまちづくり防災課、交通安全協会など、関係機関と連携し、児童生徒の自転車乗車に係る安全意識の向上を図るとともに、保護者への周知を図っていきたいと考えています。

また、先ほどありました、車道をという話でしたが、基本的には交通ルールに従ってやっていくんですけれども、13歳未満は歩道を走れるというところもありますので、そういったところで、各学校の実態に応じて、そして、学年に応じて指導しているところでございます。

**○6番（西田憲智君）** 通常の自転車のマナーについて保護者が説明責任を持って行うべきなんですが、通学に自転車を使用させているということであれば、やはり学校、もしくは教育委員会に対する、そういった指導の責任もあると認識をしております。

先ほど車道の話をしたんですが、なかなかまだ徹底できてないともあると思います。しっかり保護者と学校と連携をしながら、子どもたちの事故が起きてからではもう取り返しがつきませんので、そこも含めて指導していただきたいと感じています。

次に、中学校2キロ以上通う生徒については、自転車通学を許可されていると思いますが、今回、中学校の統合に伴って来年4月から串木野中学校に通学するスクールバス利用以外の2キロ以上で自転車を利用する方々の生徒に対する取組についてお伺いいたします。

**○学校教育課長（西村喜一君）** 新しい串木野中学校における自転車通学についてでございますが、7月に開校準備委員会の教務部会というところで、各校長先生方、教頭先生方を集めて、話し合っ、協議して、そして、9月の開校準備委員会で確認したんですが、今現在、串木野中学校は自転車による通学を認めておりません。新しい串木野中学校になった場合にも、自転車の通学は認める方向ではないということで確認をしているところでございます。

です、今現在、自転車通学を認めている学校は、羽島中と生冠中と市来中でございますが、な

で、来年度以降は市来中のみということになりますと思います。

**○6番（西田憲智君）** 新しく統廃合になって、自転車通学、いわゆる2キロ以上でスクールバスが利用できないという生徒もいると思うんですが、これについては、今、市来中で、いわゆる現行のルールがあると思うんですが、これと、いわゆる公平でないと感じるんですが、そこについては、皆さん同意というか、もう了解した上での決定なのかをお伺いいたします。

**○学校教育課長（西村喜一君）** 今申し上げましたように、市来中学校で認めているということでございますが、各学校においてはその実態が全然違うものですから、まちの状況であったりとかです。すので、各学校の判断によるものと自転車通学はなっております。

それを踏まえて、今回、教務部会でそういった話をしたということになります。

**○6番（西田憲智君）** 片や、スクールバス、片や2キロ以上でも歩いてこいというのも、不公平感がないように進めていただきたいなという思いもあります。

また、最後に、小学校3年生から公道でも自転車が利用できますよね。課題として、そういった安全教育の時間が足りないとか、対象年代が一括になっての教育指導であるとか、公道でのイメージがなかなかできないということで、非常にこの教室が年1回では不十分じゃないかということを感じるんですが、そこら辺についての評価はいかがでしょうか。

**○学校教育課長（西村喜一君）** 全校で行う交通安全教室は、やはりこの4月、5月のあたりで行うということになっておりますが、先ほどもちょっと途中で申し上げたんですけれども、それぞれ長期休業中の前、そこではまた具体的に例を示しながら、各学校で、各学年の発達の段階に応じて、それぞれ指導しているところでございます。

**○6番（西田憲智君）** やはり命に関わることで、ぜひ子どもたちからそういった事故が起きないようにしっかり指導を進めていただきたいとお願いして、一般質問を全て終わりたいと思います。

**○議長（松崎幹夫君）** 次に、福田清宏議員の発言を許します。

[13番福田清宏君登壇]

**○13番（福田清宏君）** これより先に通告いたしました事項について順次質問を行います。

1番目は、高齢者の支援対策についてであります。

物価の高騰等に対応し、ゆとりのある生活を送っていただくために、本市独自の取組として、国民年金受給者に給付金の支給はできないか、お伺いをいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

市長の答弁をいただき、その後の質問は質問者席から行います。

[市長中屋謙治君登壇]

**○市長（中屋謙治君）** 福田清宏議員の御質問にお答えをいたします。

年金制度は、賃金や物価の変動に応じて年金額の改定が行われております。ちなみに、令和6年度は2.7%の引上げ、そして、令和7年度が1.9%引き上げられております。

また、あわせて、マクロ経済スライドにより調整により、実質的に減額となっている状況に鑑み、令和元年度には、消費税引上げを契機に、低所得者の生活支援を目的に、年金生活者支援給付金というのが恒久的に制度化されております。

同様に、物価の変動に応じて支給額を改定する仕組みとされているようでございます。

このように、国において年金財政の持続性を基本として運用措置されているものであり、市において独自に国民年金受給者へ恒久的に給付措置を行うことは、年金種類間の公平性の観点からも困難だと考えます。

しかしながら、今回、国の交付金の活用に当たっては、昨日来、御質問にお答えいたしておりますように、商品券の発行を予定しているところであり、その中で、高齢者の皆様方へその支給として上乗せなどの方法ができないか、そういう形で支援できないか検討してまいりたいと考えております。

**○13番（福田清宏君）** 社会保険でありますから、なかなか難しいということは分かっておりながら、

あえて御質問をしているんですけども、まず、今年の8月頃に国民受給者の数はどういうお聞きの中で、およそ900人ぐらいと。そして6年度の国民年金の満額が月額で6万8,000円ですが、年間81万6,000円ということになりますので、それ以下の年金の受給者はどういうことでお聞きしたところが、およそ1,600人いらっしゃるというようなお答えをいただいたことでもありますけれども、仮に月額5,000円といたしましても、年間6万円、1,600人では9,600万円という財源が必要なわけでもありますけれども、令和7年度の当初予算において人口減少、少子化対策にいたしまして、三つの無償化の事業が計上されました。すなわち学校給食の無償化事業に1億1,269万円、子ども医療費無償化事業に1億585万円、保育料無償化事業に5,607万円、合わせて2億7,461万円の事業費となりますが、先ほど申し上げましたような年金受給者の皆さん方が子育てをする頃にはなかった制度であります。現在の年金者の皆さん方の生活に鑑みれば、この三つの無償化事業の3分の1の財源をどうにか工夫していただくと、この事業化ができるんじゃないかと思っておりますけれども、その点については、先の答弁と変わりませんでしょうかお伺いいたします。

**○市長（中屋謙治君）** 壇上からも申し上げましたように、これは年金制度の中での話であろうかと思えます。

ちなみに、本市におきます老齢基礎年金の受給者でございますが、直近の数字で9,994人という数字になっているようでございます。このうち、年金生活者支援給付金、毎月5,000円の上乗せであります。この受給者は1,551人という。壇上から申し上げましたように、年金は毎年スライドがございまして、そして、令和元年度消費税導入に当たって、低所得の年金生活者に5,000円の上乗せ、これが本市でもって1,500人あまりという、こういうことでの制度であるようでございます。

なかなかこの年金制度を越えて、本市独自でというのは難しい側面が強いなど。それで今回、商品券発行に当たって、高齢者の皆さん方の窮状を勘案する中で、何なりの措置というのができないもんかな、

これを今検討しているという、こういうことでございます。

**○13番（福田清宏君）** 商品券を発行の上乗せで大変ありがたい話であります、加えて年金生活者支援給付金なんですけれども、月額5,450円なんです、これは保険料を納付した月数によって計算されるので、月定額の年金受給者にとっては5,450円よりもうんと下がる数字で支給されるというのがこの制度なんです。だから一律に5,450円じゃないんですよ。その辺がやはりいろいろとあるように思いましたので、あえてこう言って月額6万8,000円以下の皆様については、市のほうで少し上乗せできないのかなという思いから質問しているようなことでございます。

昨日の同僚議員の質問の中でもプレミアム付商品券を購入できない方々がいらっしゃるとかいう質問もありましたし、市長の答弁の中にも、人口減少、少子化対策の成果が生まれるのは18年から20年先であろうという話もありました。

国民年金受給者の方々は、もう明治生まれの方は少なくなっておりますし、大正、昭和生まれが主流であります、昭和元年から100年目の今年であります、戦前、戦中、戦後の厳しい時代を生き抜いてこの時代に生まれ、育てられて、親となってまた子どもを育ててきた方々であります。動物の中で孫を育てることに関わるのは人間だけである、よく耳にするとところでありますが、子どもたちの成長の過程において、祖父母、おじいちゃん、おばあちゃんたちの長年にわたり培ってこられた知恵や体験に学ぶことは多く、それゆえに、大切にしていかなければならないと思っております。

三つの無償化の事業は緒に就いたところでありますので、この先しばらくの間は、国民年金受給者の方々が、ゆとりのある生活を送り、元気にお暮らしをいただくようお願い、手だてをしていかなければならないのではなからうかと思うところであります。

そのために、国の重点支援特別交付金に食料品価格高騰に対する4,000億円の特別加算がなされるとのこともありますけれども、多くの種類がある交付金にふるさと納税寄附金等を合わせて財源を見つけ

て、本市独自の取組を、社会保険制度ではありませんけれども、本市独自の取組として実施できないのか、しつこいようでもありますけれども、重ねてお伺いをいたします。

**○市長（中屋謙治君）** 年金制度はかなり難しいという複雑な仕組みになっているようでございます。その中で、平成29年8月には年金の受給期間が改正されているようでございます。従来25年だったものが10年という、こういうことで制度改正がございまして、この変更に伴って、国民年金だけではなくて、厚生年金の方でも、その額よりも低いという、こういういろんなケースがあるようでございます。

なかなか年金制度に市独自でというのは難しい側面がありますので、それ以外で高齢者の皆さん方に何なりの支援というのが、先ほど申し上げたような、そういう方策はないものかという、こういうことで今検討をしているということで御理解いただきたいと思っております。

**○13番（福田清宏君）** 年金制度という流れの中を踏まえながら、あえて質問をしておりますので、そういうふう商品券の上乗せということのお考えもお示しをいただきましたが、いずれにしても、この高齢者の皆さん方、国民年金をはじめとして、最高でも月6万8,000円、こういう中で、スーパーのチラシを見ながら、朝早くから行列されて、買物されているあの姿を見ると、どうしてもこういったような質問をせざるを得ない、そういう心境でありますので、どうかそういう今、市長が御答弁いただきました内容をもって積極的に進めていただきたい、こういうふうに思うことであります。

次に、進ませてください。

次は、空き地の除草についてであります。

その一つ目は、空き地等に生い茂る雑草の除草の相談に対する市の対応と施策についてお伺いをいたします。

**○市民生活課長（西久保敏彦君）** 空き地等に茂っている雑草等の対応についてお答えいたします。

市への除草の相談は年間約100件あり、相談が寄せられた場合に、現地調査を実施し、該当する土地の所有者を特定した上で、適正な管理を促す通知を

送付しております。

通知には、現地の写真を添付するとともに、シルバー人材センターや、造園事業者の一覧表を提供し、管理の改善を促しております。

こうした取組により、通知を受けた所有者が速やかに対応するケースもございます。しかしながら、空き地に関する苦情件数は依然として一定数存在し、課題が継続している状況にあります。

**○13番（福田清宏君）** 課題が継続しているんですよね。だから職員も大変です。

そういうこともありまして、次の項にちょっと進みますが、あえて2番目には、空き地等の除草について、生活環境の整備や美化運動の一環として、自治公民館やまちづくり協議会等と合議の上に、必要経費を支給し、この経費は、土地所有者の固定資産税とともに請求する形を取る、仮に美化条例の制定はできないか、お伺いをいたします。

**○市民生活課長（西久保敏彦君）** 管理が不十分な空き地を解消するための美化条例の制定についてであります。

空き地の雑草や樹木には、土地所有者の責任が生じるため、空き地の適正管理は、土地所有者自らが行うべきものであります。

御提案いただいた条例の制定は、市有財産の管理を伴う内容であるため、所有者の同意なしで除草作業を実施し、費用を請求することは法的な問題が発生することも予想され、実施できないものと考えております。

しかしながら、管理されない空き地の解消は環境美化のため重要なことであるため、今後、除草の実施に同意された土地所有者に関しましては、事業者等への手配の一部を市が行うなどの手法を検討し、管理されない空き地の解消に努めていきたいと考えております。

**○13番（福田清宏君）** 立派な推進条例があるんですけどね、いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例、ずーっと見てきましたけど、ようやく7条のところには雑草が繁茂したときには、刈取り等の必要な措置を講ずるよう努めなければならぬという努力目標が書いてあるようであります。

ね、これでは職員が難儀なんですね、今のところ。職員が困惑していると同様に、この雑草の生い茂る土地の近隣にお住まいの方々はもう大変な困惑なんですね。やっぱこれはどうにかやっぱりせないかんのじゃないかと思います。

さっき同意がということで、もちろん同意をいただく文書は出さないかんですよ。だけど、今のこの条例からいくと、9条は指導、10条は改善勧告、11条は改善命令となっておりますが、いずれも文書口頭だけなんですね。過料はないんですよ。ずっと見ていくと14条に過料がありました。ところが、この過料は11条に規定する改善命令を受けて、これに従わなかったものに対し2万円以下の過料を科すということが出来る規定ですが、残念なことに該当者はごみ等や吸い殻をポイ捨てした者という、ここに限られているんですね。これ変えられませんか、雑草を放置した者ということに。そして、過料をかけるなり、さっき言った必要経費は請求するよという、そういう文書を据えてやりますよ。

固定資産税の請求のときに合わせて請求いたしますよと、できませんかね、こういうこの条例がちゃんあるのに、少しだけ文言を加えとか、変えれば、市長の権限で、改善命令が出せるようになっていますが、ここに草刈りは、刈取りは入れることできませんか。どうですか、お伺いします。

**○市民生活課長（西久保敏彦君）** ただいま美しいまちづくり推進条例の過料の件に関して御質問がございましたが、こちらに該当している過料につきましては、ごみのポイ捨てなどにつきましては、軽犯罪ということで、犯罪として定められている部分になります。

ただ空き地の雑草につきましては、所有者の管理の下ということが一義的に求められているもので、法律の定めがないところであり、同意を得ぬままの作業を行うと、先ほど申し上げたとおり、法的な問題が発生することが予想される場所であるので、空き地の雑草の管理についての過料の請求はできないものと考えております。

**○13番（福田清宏君）** 同意をもらうように文書を出したり、口頭で説明したりすればいいんでしょう、

要は、同意をもらえればできるんでしょう。面倒ですか。だけど、誰かがこれをやってくれないと市民の美化意識も低下しますし、近隣の皆さん方は大変困惑されていますよ。あわせて、何遍も何遍もあなたのところに相談に来るでしょう。だから、解決するより、してない件数のほうが多いんじゃないんですか。それからすれば一歩前に踏み出して条例改正してみましようという検討はできないんですかね。

市長どうですか、その辺は。命令できませんか職員に。いかがでしょう。

**○市長（中屋謙治君）** おっしゃいますように、大変、今、苦慮している問題でございます。それで、担当課のほうとしては、相談を受けたときに、現地に出向いて行って写真を撮って、状況を確認し、そして、所有者に写真をつけて、こういう状態ですよ。ぜひ雑草の管理を適正にやってくださいよという、こういうお願いをするわけですが、なかなか前に進まないというのが実態でございます。

その通知の中に、実際自分で草払いができないとするという、シルバー人材センターであったり、あるいは事業者であったりというのを資料の中に同封して、ここに手配してもらえばできますよという、そこをやっているんですが、実際どの業者にどういう形をお願いすればいいかという、そこの一歩がなかなか踏み出せないというのが実態ではなかろうかと。そういうことで今回、我々協議いたしましたのは、除草する事業者の手配かれこれというもの、もし希望があれば、市のほうがその分を段取りますよと。ですから、そこを信頼できる事業者、信頼できる適正な価格でやりますよという、この間に入る部分を市のほうがやれば、一歩も二歩も進むんじゃないかと、こういう形で今回この提案を質問を受けた中でもって協議をしたところでございますので、取りあえずこの方法を一歩、二歩前に進むんじゃないかと、こういう期待をしながら、取り組んでみたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

**○13番（福田清宏君）** 困惑されている住民もなんですけどね、相談を受ける職員の苦勞を知っているから今回この質問をしているんですよ。そうでなきゃやりません。

その中で、何とか、何かの裏づけがあって、職員が動きやすくて、そして、効果があるものは何かないのかと。ずっと探していったらこの条例があったので、ポイ捨てだけじゃなかろうかと。繁茂したものの刈取りという言葉も出てきましたので、であれば、この条例の中に何とかならんかなという思いで質問をしたようなことであります。

ぜひそういった前に進もうとする検討を、やっぱり重ねていただきたいと思います。

あわせて、ちょっと二、三、付け加えておきますけれども、この条例の施行規則なんですけどね、この各条文の中に、条例第10条とか第12条とかあるんですけど、合っていないですよ、条例に。というのは、恐らく私が思うに、この施行規則は平成19年3月30日の改正内容で止まっている。それで条例は、令和6年4月1日に改正されている。この後に施行規則の見直しがされていないんじゃないかと思っておりますので、私が間違っておりましたら訂正しますが、ぜひひとつ目を通してみてください。

そういうことで、この雑草の刈取りにつきましては、住みやすい環境を取り戻すためにも、やはり一歩進んだ対応が必要であると思っておりますし、今市長のほうから、そういったことの方角を見定めての答弁をいただきましたので、次に進めさせていただきます。

次は、三つ目ですが、西薩中核工業団地の公園周辺の除草は、どこの部署が担当し、どのような形で行われておりますか、お伺いをいたします。

**○産業立地課長（大平博喜君）** 議員御指摘の公園及び道路の維持管理につきましては、鹿児島県鹿児島地域振興局が行っているところでございます。

維持管理状況について、県のほうに確認をしたところ、当該公園は港湾施設の一部として管理しており、施設の異常であるとか、草木の繁茂状況を確認した上で、緊急度や優先度を考慮しながら、業務委託による補修であるとか、除草等の対応を行っているとのことでした。

特に緊急度が高い案件につきましては、県の職員自らが対応を実施しているとのことでした。

**○13番（福田清宏君）** もうね、緊急度なんていう

言葉を使われると何もできんということなんですよね。そうじゃなくて、この先日終わりました地区対抗駅伝競走大会で応援に行った人たちはみんな思ったと思いますよ、あの姿を。これが工業団地なの。だから、そういう意味で私は質問しているんでね。さらに、港湾施設であるということはもう分かっていますよ、当初の段階で。だけど、それを飛び越えて県に任せてたら緊急度がないからやらないというのが普通でしょう。だけどね、この工業団地は安くで購入したんでしょう。どうして安くで買えたと思っています。将来にわたっての管理費が要らないからなんです。ということは、市が管理費をちゃんと計上して、整備に当たってくださいねということが裏に書いてあるんですよ。書き物ではありません。

そういう意味で安く購入したんですから、その辺を間違っちゃいけないんですよ。買い叩きができたという話じゃないんですよ。将来にわたっての管理費、人件費や清掃費を含めてね、いろんな管理費を削除した結果、あの単価で買うことができたんですよ。間違っちゃいけません。

そういう意味からすれば、当然、市が予算をつけて整備すべきじゃなかろうか。そしてまた、あれだけの各地区から選手、応援が集まって開かれる大会の日に、ああいう汚い姿を見せることは、果たして工業団地としてPRしている市の立場としては、いかがですか、そういう思いで質問をしておりますが、そういう観点からいかがでしょうかね。お答えください。

**○産業立地課長（大平博喜君）** 市といたしましては、引き続き、県に対して適切な維持管理に努めていただくよう、積極的に要望を行ってまいりたいと思います。

また、市道部分につきましては、樹木等の植栽帯の在り方なども含めまして、工業団地の立地企業の皆様の御意見も参考にしながら、維持管理について今後検討していきたいと考えているところでございます。

**○13番（福田清宏君）** 安く購入した工業団地なんです。そしてまた、今言われたように立地企業の皆さん方の協議会もありますよね。市が音頭を取っ

て一緒に協議して、工業団地の美化にどうにかして取り組みましょうやとか、何とか少しだけの予算で済むんじゃないですか。やる気はありませんか。市長いかがでしょう。

**○市長（中屋謙治君）** おかげさまで工業団地ほぼほぼ埋まってまいりました。

そして、工業団地の中を朝、夕、ウォーキングをされる方、たくさんいらっしゃいます。私も何回となく会いますが、なかなか管理が行き届かない、あるいは1回草取りをやってもすぐまた伸びてくるという、こういう中で、果たしてどうなんだろうと。今、担当課長のほうから少し触れましたが、市道のあの植栽帯というのが、こちらのほうの市街地の中のこの市道の植栽帯の街路樹の在り方という、今見直しをしておりますが、そういう観点で工業団地の中のあの歩道の市道部分の植栽帯の在り方というの、いま一度検討してみようかと。歩道部分の植栽帯は草が繁茂して、歩道を歩けない、そして、車道をウォーキングをされている方をよく見かけます。危ないという部分もありますので、ただいま申し上げましたように、県道部分、市道部分、植栽帯を含めて今後の管理の在り方を十分検討させていただきたいと思います。

**○13番（福田清宏君）** たしか工業団地の場合は緑化率が云々というのがあると思いますので、そこを十分に研究しながら御検討いただければと思います。次に、進めさせてください。

次は3番目ですが、公園の整備についてであります。

かもめ公園のソフトボール場は以前、土砂が固くなって、コンクリート状になったということがありまして、土地の入替えを整備していただいたんですが、再度の改良整備ができないか、お伺いをいたします。

**○都市建設課長（吉見和幸君）** かもめ公園は、鹿児島県で施設の整備が行われ、本市において草払いなどの維持管理を行っておりまして、ソフトボール場につきましては、平成29年度に簡易的な補修を行っております。

現在のところ、ソフトボール場の抜本的な改修や

遊具の更新などは県のほうで行わないということでございますので、日常の管理を行っておりますいちき串木野市で利用者の意見を聞いた上で、利用に支障のある箇所については、修繕を行ってまいりたいと考えております。

**○13番（福田清宏君）** 一緒に整備してもらったゲートボール場はもう大変いいんですね。やっぱ砂の質が違うんだと思います。少し予算が足りなかったと当時聞きましたけどね。

このほぼ毎日、今、長崎鼻のソフトボール場で練習されている方々も一緒になって使用されておりますので、朝方に行くと大体試合か練習をさせていただきますから、直接ちょっと出向いてお聞きいただけませんかね。そうするとまた皆さん、そういう事情を聴きながら、いろいろ取り組むと思います。

今試合をするときは、始まりの5分、10分石拾いですよ。そしてからゲームが始まります。そういうようなことも皆さん気をつけながらやっておられますので、そういう中で、ちょっとね大変なのよという話の中からの質問でありますから、ぜひひとつ都合をつけて、お会いになって、お聞きいただけませんかね。いかがですか。

**○都市建設課長（吉見和幸君）** サブグラウンドのほうは面積も狭くて、施工規模が小さいこともございました。ソフトボール場はかなり広くございますので、やはり一遍に全面的な抜本的な、改修はちょっと難しいと思いますので、また、利用者の意見をお伺いした上で、対応できる方法をまた検討してまいりたいと考えます。

**○13番（福田清宏君）** ぜひひとつ知恵を絞って対応してください。みんな待っていると思いますので、期待しております。

次に、4番目ですが、案内板の設置についてであります。

多目的グラウンドや総合体育館における催しを周知するために、県道からの入り口やグラウンド・体育館の入り口等の自動車からの見通しのよい場所に案内板の設置はできないか、お伺いをいたします。

**○スポーツ推進監（芹ヶ野幸淑君）** 多目的グラウンドや総合体育館における案内板についてでありま

す。

現在、案内板は、総合体育館の入り口に1か所設置しており、同施設において開催される大会等の周知に利用しております。

しかしながら、経年劣化による損傷等が目立ってきていることや、利用者等が容易に把握できない場所へ設置していることから、設置場所の変更も含め、今年度中に更新する計画であります。

また、隣接する多目的グラウンドにつきましても、利用者や通行人が各種大会や催しの実施の有無を容易に把握できるよう、案内板の設置を考えております。

つきましては、施設の入り口付近に設置するなど、総合体育館と併せて対応したいと考えております。

**○13番（福田清宏君）** 長年要望してきた私、同僚議員ももうずっと前に質問した経緯もありまして、長年の要望がようやく踏み込まれたという気がしておりますけれども、この大会とか催しとか、一目で分かるように工夫をしてね、そして見えやすいところにやっぱり設置してください。

さっき質問の中でも、車の中から見えるような場所という表現をしましたが、できればそういうこと、そして、また降りてもすぐ見えるような場所、車を置いて、ずっと奥のほうに入ってという、そういう場所じゃなくて、そういったようなところに設置されてほしいと思うんですが、そのような位置を検討されておられますか。

**○スポーツ推進監（芹ヶ野幸淑君）** 現在、総合体育館は入り口の左側にちょっと見づらいところがございますが、新たに設置する場所につきましては、入り口付近の街灯がございますが、ちょうど見えやすいところに設置したいと思っております。

縦長の看板で、高さは1メートル90センチ、幅を60センチと考えております。

また、多目的グラウンドにつきましては、県道から総合体育館に向かう市道沿いにございますフェンスに設置したいと考えております。

横長に、横が1メートル90センチ、縦が60センチと考えております。

**○13番（福田清宏君）** 待望している事柄でありま

すから、期待しておりますが、設置に併せて、市民への周知も怠りなく検討されることを期待いたします。

以上でこの項について終わります。

次に進みます。

5番目ですが、中国風庭園「冠嶽園」の一部改築についてであります。

先の定例会においてお尋ねをいたしました、この冠嶽園の遊歩廊、そして八蓬閣の接合部の柱やはりの改築計画の進捗状況についてお伺いをいたします。

**○市長（中屋謙治君）** 先の6月議会だったと思いますが、この冠嶽園は老朽化が進んで、急いで手を入れなきゃいかんのではないかと、こういう御質問であったと思います。これに対する考え方ということで少し御説明をさせていただければと思います。

冠嶽園の遊歩廊と八蓬閣の接合部におけます柱の腐食、あるいははりの沈下、こういう老朽化が進んできております。

御指摘のとおり、安全面、景観面双方で深刻な課題であると認識をいたしております。

こうした状況を踏まえまして、本年度から冠嶽園の今後の在り方について検討を着手し、庁内で議論を重ねてきているところでございます。

先の6月議会でも申し上げたと思いますが、私はこの冠嶽園の老朽化、この対応に当たっては、単なる老朽箇所の復元であつたりとか、部分的な補修にとどめるのではなく、今後、冠嶽園をどのような形で将来に引き継いでいったらいいのか、そして、周辺の自然、歴史、資源も含めたエリア全体としてどのように磨き上げ、広い視野で考えていくか、このことが重要ではなからうか。このことは6月でも申し上げたと思っております。

冠嶽園は霊峰冠岳徐福伝説を背景に整備された歴史文化を象徴する施設であります。

さらに、周囲には、花川の砂防公園や冠岳神社、花川溪流など、本市の魅力を形づくる多くの資源が存在しております。

こうした資源を面的につないで、市民の憩いの広

場として、また、市外からも訪れる方々、魅力あるエリアとして、再生していくことが、将来を見据えた、そういう方向がいいのではないのかな、このように思っております。

そういうことで、将来を見極めて、今後必要な調査を行って、そして、冠嶽園の改修という、これに向けて進んでいきたい、このように今考えている、庁内で検討している、こういうことでございます。

**○13番（福田清宏君）** 修復は無理なんですかね、あの状況を見ると。もう大分柱の、大きい柱は腐っているし、はりは下がっているしね。私はもう議論はこら辺りでいいんじゃないかと思えます。市長が言われる将来を見据えて。いずれにしても、冠嶽園の持つ特色は何なのというのが原点だと思うんですよ。そうしたときに、調査してと言ったってそれなりにまた、お金かかるでしょうから。どうですかね、解体しながら、使える材料、使えない材料を見極めていくということであれば、調査費は要らないんじゃないですか。

そして、後は今のところに建て替えるのか、解体後ですね。あるいは、花川公園の真ん中に、山手寄りにでも移築するのか、新しく建設するのか。そういった方向での検討のほうが、より早く目的を達成するんじゃないかろうかという思いもありますが、その辺までは検討はまだ進んでおりませんか。

単なるどうしようか、どうしようかでの検討で終わっているんですか。いかがでしょう。

**○副市長（出水喜三彦君）** 今年度の検討状況の中で、重ねたということで申し上げましたけれども、やはり、議員も前回もお述べになられました、この歴史、これを生かしてというような中で霊峰冠岳と、それから山岳仏教、それと徐福伝説、ここは変わらないだろうと。

ただ開園当時、中国との交流があつたと見据えてという中の、そこについては、一つ疑問があるなど、今の現状においてはというようなところも議論いたしました。

その上で、ただそういった歴史を踏まえて造られたあの施設を解体する、このことがどうだろうか、そこが一番我々としても悩んでいたところでござい

ます。

具体的に申し上げますと、平成29年当時に、この部分的な補修、これを設計した際にその工事費がおよそ8,000万円かかるというようなことでございました。

それから10年近くたってございますので、資材の高騰等を勘案しますと現在の公共単価に置き換えるところこれが1億3,000万円、4,000万円になるだろうという中で、これを改修するについては、どういう形で、まさにどういう形で、これを市民の皆さんのコンセンサスの下で、改修すべきかどうか、そして、今現状においては今後の公共施設、非常に縮小していかざるを得ない現状において、観光利用があるとはいえ、これを大きな多大な経費をかけて残すべきなんだろうか、この辺に非常に判断が困った状況であります。

そのために、その解体でありましたり、あるいは、これを生かす技術も含めて、そういったのがコスト計算できないかというのが、先ほど答弁にもありました調査ということでございますけれども、御提案ありました、その解体というのも一つの方策ではないか、これをまた生かす、そういうのも一つの御提案かと思っておりますので、その辺はまた考えてみたいと思っております。

検討の経過とすれば、以上になります。

**○13番（福田清宏君）** 材木は国内産だと思うんですね。だけど、瓦とかね、一部装飾については、あれ中国産なんですよ。瓦も天日干しでできた瓦と当時聞いておりましたので、もう今はないんじゃないですかね。そういうことも合わせると、あの柱を2本外せば、当然瓦はきれいに外して、工事したとしても、みんながみんな助かりますかね、どうなんでしょうね。そんな思いもせんでもないですが、そんなことも思いながらも、やはり、この歴史文化財、あるいは観光資源、この前あったMOMIJIバスのときも、ガイド会のメンバーは、紅葉の状況を説明しながらも、冠嶽園にどうぞという案内をしていました。

そういうことも含めていくと、やはりあの一帯をお話しする、案内する中で、欠かせない構築物にな

っているんじゃないかという気もいたします。

ただ今言われたように経費の問題とかいろいろあると言われればもうそれまでなんですが、けど、やはり冠岳一帯、花川公園一帯にかけたあのお金のことを考えると、どうしてもやっぱり一体的な整備の中での一つとして、老朽化していくものについては、それなりの予算をつけて再建していくべきというのが筋道じゃなからうかと思っております。

今でこそ、市が中国廈門市に留学生を派遣しておりますけれども、あのときは毎年、毎年、1年間の留学生を市の職員を派遣していたわけであって、そういうことの結果がああいうことに生まれているわけなんです。

そういうことも含めていくと、やっぱり、旧串木野市の時代ではありますけれども、今に続く歴史の問題等を考え合わせれば、学習の場としてもやはり残さなければならぬのじゃなからうかなあと。壊してなくすは、もう簡単な話なんですよ。けど、やはり継続するところにやはり霊峰冠岳を、あるいは花川公園を宣伝していく、あるいは交流人口を云々という、そういう流れの中に供するものだと思いますけれども、そういう点からするといかがなんでしょうかね。今のお話ではちょっと理解し難いところがありましたので、質問しましたが、お伺いします。

**○副市長（出水喜三彦君）** 議員がお述べになりましたその改修というのは無理なのではないかという、先ほどその前に御発言がありましたので、実際の検討状況の中で解体というのができるのだろうかとか、こういった検討もしたということでお話をさせていただきました。

選択として、その解体、あるいは部分的に解体、縮小する、これもあるかと思っております。ただ、そうした中においても、砂防公園含めて一体をどのように、集客を図っていくのか、このことが大事だと思っておりますので、その辺を検討させていただきたいと、このように思っております。

**○13番（福田清宏君）** 観光客の皆さんのやっぱり見学されるコースの安全を考えると、そんなに長くほっておけない状態じゃないかと思っております。

だから、検討に時間がかかる、あるいはまだ二、三年先だよということであれば、取りあえずは、添え木をすとか、崩れてくる心配はないよというような形のもの支えをすとか、何かやらないとちょっとやっぱり心配なんですよね。

今回もMOMIJIバスは29日でしたか、ちょっと行ってみましたけれども、やはり行くたびに腐食も進んでいるようですし、戸はますます閉まらないという、そういう状況にありますから、やっぱり急いで検討をしていただきたいと思いますが、再度お答えください。

**○市長（中屋謙治君）** 確かにもう危険な箇所というのもあるかと思っております。そういった危険性が認められる箇所につきましては、やはり点検をしっかりと行って、そして、状況に応じた応急的な措置、これはもう必要だろうと思っております。

繰り返しになりますけれども、今後、冠嶽園をどういう形でというのは、冠嶽園単体ではなくて、あの周辺の花川溪流、そして、砂防公園、これと一体的な形でという考え方の中で、今後、冠嶽園の修復というのは、ぜひ計画をさせていただきたい、このように思っております。

**○13番（福田清宏君）** お金をかけた竜のはう壁がありますトイレにしても、なかなか観光客の目には遠くて、目につかない。そういうのも一体的に考えれば、当然、今市長が言われたように、花川の砂防公園の流れの中にどういう位置づけで冠嶽園をしていくかということは大きな課題だと思いますが、一日も早く対応されますことを求めて質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（松崎幹夫君）** 以上で本日の日程は終了しました。

---

△散 会

**○議長（松崎幹夫君）** 本日はこれで散会します。

散会 午後2時55分